昭和三十一年七月八日施行の参議院全国選出議員の補欠選挙における被告の当選 はこれを無効とする。

訴訟の総費用はこれを被告の負担とする。

事

(原告の請求の趣旨)

原告訴訟代理人は、主文第一、二項同旨の判決を求めた。

(請求の原因)

原告訴訟代理人は、本訴請求原因として次のとおり述べた。

原告は昭和三十一年七月八日施行された参議院全国選出議員選挙(改選される任 期六年の議員五十名及び任期三年の補欠議員二名の選挙)に立候補し、右選挙の結 果、得票数二四〇、六一七・八九五票をもつて得票順位第五十三位となり次点とな つて当選を得なかつたものであり、被告は右選挙において同様立候補をなし、得票 L四〇、七一一・五一八票をもつて得票順位第五十二位となり、右補欠議員の選 挙における最下位当選人となつたものであつて、同月十九日の選挙会において、その旨決定され、翌二十日その当選人の告示が行われた。

原告の調査の結果によると、無効の投票として処理された投票中には、当然原告の有効投票となすべきものや、原告のためにも当然有効と認めて按分せられるべき投票を、全部他の候補者の得票として算入した事実が判明した。即ち、 一、原告と候補者上條愿とに按分すべき票。

(一) 大和高田市における上條愿の有効投票二六票中には「上條」と氏のみを記載した投票が二三票存在するが、右二三票は公職選挙法(以下単に法という)第 六十八条の二の規定により、原告及び上條愿に按分すべきものである。ところが同 市選挙管理委員会の開票録の記載によれば、右二三票を全部上條愿の単独有効得票 として、按分すべき票を一〇票、按分の基礎となるべき得票数を原告が七二五票、 上條愿が二六票、按分の結果原告の得票合計数を七三四・六五三票、上條愿のそれ を二六・三四六票としている。したがつて、正しくは按分すべき票は前記二三票を加えた三三票で、按分の基礎となるべき得票数は原告が七二五票、上條愿が三票となるべきであり、按分の結果は原告が七五七・八六四票・上條愿が三・一三五票となるべきである。よつて、原告の得票は右開票録の記載よりは更に二三・二一一票 の増加になる。

坂出市第二開票区における上條愿の有効投票一九票中には「上條」と氏 のみを記載した投票が一五票存在するが、右は前同様原告と上條愿に按分すべきも のである。ところが同市選挙管理委員会の開票録の記載によると、右一五票を全部 上條愿の単独有効投票として、按分すべき票を一七票、按分の基礎となるべき得票 数を原告が二五二票、上條愿が一九票、按分の結果原告の得票合計数を二六七・八 〇八票、上條愿のそれを二〇・一九一票としている。したがつて、正しくは按分すべき票は前記一五票を加えた三二票で、按分の基礎となるべき得票数は原告が二五 二票、上條愿が四票となるべきであり、按分の結果は原告が二八三・五〇〇票、上 條愿が四・五〇〇票となるべきである。

よつて、原告の得票は右開票録の記載よりは更に一五・六九二票の増加になる。 岩国市における無効処理の投票中には「<記載内容は末尾1一(1)添 付>」、「上修」、「カミリョウ」、の投票三票がある。右はいずれも「上条」又は「カミジョウ」の誤記と認めるべきもので、原告と上條愿に次のとおり按分すべ きものである。同市選挙管理委員会の開票録の記載によると、按分すべき票を一〇 八票、按分の基礎となるべき得票数を原告が二、八四六票、上條愿が四八票、按分 の結果原告の得票合計数を二、九五二・二〇八票、上條愿のそれを四九・七九一票 としているが、按分すべき票は右三票を加えて一一一票となるから、開票録の按分の基礎となるべき票数に応じて按分すれば、原告が二、九五五・一五八票、上條愿が四九・八四一票となり、原告の得票数は右開票録の記載よりは更に二・九五〇票 の増加となる。

草津市における無効処理の投票中には「<記載内容は末尾1-(2)添 (四) 付>」の投票一票がある。右は「上條」の誤記と認めるべきもので、原告と上條愿 に次のとおり按分すべきものである。同市選挙管理委員会の開票録の記載によれ ば、按分すべき票を二五票、按分の基礎となるべき得票数を原告が三七三票上條愿 が一四票、按分の結果、原告の得票合計数を三九七・〇九五票上條愿が一四・九〇 四票としている。したがつて按分すべき票は右一票を加えて二六票となり、開票録の按分の基礎となるべき票数に応じて按分すれば原告が三九八·〇五九票上條愿が −四・九四○票となり、原告の得票数は右開票録の記載よりは更に○・九六四票の 増加となる。

大阪市a区における無効処理の投票中には「上條」の投票一票がある。 (五) 右は原告と上條愿に次のとおり按分すべきものである。同所開票録の記載によれば 一票、上條愿が三〇・三〇八票となり、原告の得票数は右開票録の記載よりは〇・ 九七六票の増加となる。 従つて以上(一)ないし(五)の増加得票数は合計四 三・七九三票である。

ニ、 原告単独の有効得票となすべき票。 (一) 別紙第一日経田丰西バマナケ 別紙第一目録甲表及び乙表各(一)、(二)欄記載の各選挙管理委員会 においては、それぞれ、各該当下欄記載の票数の「下條愛一」又は「下条愛一」と 記載した投票があり、その合計数は三三三票である。

右各票の「下条愛一」又は「下條愛一」は原告の氏名「上条愛一」の四字のう る合宗の「下来愛一」又は「下候愛一」は原告の氏名「工来愛一」の四子のうち、三字を正確に記し、氏において、ただ一字の相違があるに過ぎない。その相違する一字である「上」と「下」とは観念上から、「極めて混同、誤記を生じ易い字であつて、「上」と「下」とを取り違えることは通常容易に考え得られることである。原告の名「愛一」は一種簡明な特異性があり、前記各投票は、すべて「愛一」とこれを正記している。本件全国選出参議員議員選挙(以下本件選挙という)候補 者中には「下条康麿」なるものがあるが、前記各投票は氏においては同候補者と一 致するが、同候補者の名「康麿」は、これまた一種複雑な特異性のある名であるか ら「康麿」と「愛一」が混同誤記される可能性は全く考えられない。これに反し、

氏の「上条」と「下条」は上下の相違であり、投票者が「上」、「下」を取り違えて誤記することは経験則からいつて容易に考え得るところである。 後記差戻前の検証調書添付の写真(以下第一回写真という)「六―二―二」及び「一五―二三―二」は、右の事実を如実に示したもので最初「上条愛ー」と正記しながら、投票者は「上」と「下」との記憶が明瞭でなく「下条愛ー」が正しいと考え「上」を抹消して「下」と訂正した経緯が判然としているのである。

たまたま、氏の記載が「下条康麿」の「下条」に一致するからといつて、特異性 のある原告の名「愛一」が明記されている以上、これを「下条康麿」の有効投票と 考え得られないことは勿論、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」とす ることも不当である。

前記各投票は原告に投票する意思の明白なものであり、「上条愛一」の誤記と考 えるのが至当である。

「下條愛一」の文字全体の近似性からいつても、前記各票が原告 の「上条愛一」に投票したものであることは疑を容れない。投票は投票者の意思を 尊重し、なるべく有効とするようにしなければならない(法第六十七条参照)ので あつて、前記各票は「上条愛一」に投票する意思が明白に推測できるのであるか ら、すべて原告の有効投票とすべきである。

(二) (1) 別紙第一目録甲表の倒記載のとおり岩国市、岐阜県 b 村、四日市市に「下条アイー」の投票が各一票計三票あり、同目録甲表の(四)及び同乙表の(三)記載のとおり彦根市、草津市、川口市に「下条あいー」の投票が各一票計 三票、同目録乙表の(四)記載のとおり泉大津市に「下条あいいち」の投票一票、 同目録乙表の(五)記載のとおり長野県c村に「下条あいいち」の投票一票、同目 録乙表の(六)記載のとおり加茂市に「下条アイイチ」の投票一票、同目録甲表の 歌乙表の (八) 記載のとおり加及巾に「下来ディイテ」の投票一票、向日録中表の (五) 記載のとおり岩国市及び松本市に「下ジョウ愛一」の投票各一票計二票、同 目録乙表の(七) 記載のとおり足利市に「下ジョウアイー」の投票一票、同目録乙 表の(八) 記載のとおり大分県 d 町、伊那市に「下じようあい一」の投票各一票計 二票、同目録乙表の(九) 記載のとおり関市に「下ジョウアイチ」の投票一票、同 目録甲表の(六)記載のとおり津市に「シモジヨ愛一」の投票一票、同目録甲表の (七) 記載のとおり岩国市に「シモジウアイー」の投票一票、同目録甲表の(八) 記載のとおり延岡市に「しもじうあいー」の投票一票、同目録乙表の(一〇)記載のとおり愛知県e町に「しもじよう愛ー」の投票一票、同目録乙表の(二)記載の とおり新潟県f町に「しもじゃあいー」の投票一票、同目録乙表の(一二)記載の

とおり新潟県g町に「しもじゃうアイー」の投票一票、同目録乙表の(一三)記載のとおり大町市に「しもじょうあいー」の投票一票、同目録乙表の(一四)記載の とおり秋田県h村に「スモジョウアイー」の投票一票、同目録甲表の(九)記載の とおり敦賀市に「しもじよあいいち」の投票一票、同目録甲表の(一〇)記載のと おり長野県i村に「しもじょうあいち」の投票一票、同目録甲表の(一一)記載の とおり岩国市に「しもじうもいいち」の投票一票、同目録甲表の(一二)及び乙表の(一五)記載のとおり延岡市、大阪府 j 町、徳島県 k 町及び長野県飯田市に「しもじょうあいいち」の投票が各一票計四票、同目録乙表の(一六)記載のとおり長 野県 | 村に「しもぢょうあいいち」の投票一票、同目録甲表の(一三)記載のとぎ り今治市に「シモジョアイイチ」の投票一票、同目録甲表の(一四)記載のとおり 広島県三原市に「シモジョウアイイチ」の投票一票、同目録甲表の(一五)記載の とおり長野県松本市に「シモジョウアイチ」の投票一票がある。右のうち「スモジ ヨウアイー」は東北訛りで「シ」と「ス」を誤記したものである。 そして以上は前記(一)と同様「上」「下」を混同誤記し、或は「かみ」

も」を誤つたものである。しかし、原告の名「愛一」はツアれを漢字又はかなをも つて明記しているのであるから前記(一)と同様の理由によつて、原告の有効投票

と認めるべきである。

更に同目録甲表の(一八)記載のとおり福井県福井市に「下ジヤウァイ (2) キ」の投票一票、同目録乙表の(一七)及び(一八)記載のとおり前橋市に「下条 受一」の投票一票、岐阜市に「下修受一」の投票一票、同目録乙表の(二〇)記載 のとおり大阪府m町に「下条愛十」の投票一票、同目録甲表の(一九)記載のとお り岩国市に「下條愛助」なる投票一票、同目録甲表の(二〇)記載のとおり三原市に「下條愛助」なる投票一票、同目録甲表の(二〇)記載のとおり三原市に「下条愛知」なる投票一票、同目録甲表の(二七)記載のとおり香川県n町に「下條愛二」なる投票一票がある。右のうち「アイキ」は「アイイチ」の誤記であり、「受一」、「愛十」、「愛助」、「愛知」、「愛二」はいずれも原告の名「愛ー」の誤記であることは明らかであるから前段同様の理由により、原告の有効投票 となすべきである。

次に同目録甲表の(一六)記載のとおり岩国市、延岡市に -」なる投票が各一票計二票あり、同目録甲表の(二一)記載のとおり松本市に 「下洋愛一」なる投票一票、同目録甲表の(一七)記載のとおり四日市市に「下茶 愛一」なる投票一票、同目録甲表の(二八)記載のとおり香川県ヵ町に「下愛一」 なる投票一票、同目録甲表の(二六)記載のとおり市川市に「下候愛一」なる投票 一票、同目録乙表の(一九)記載のとおり兵庫県o町及び愛知県e町に「下候愛 - 」なる投票が各一票計二票ある。右のうち、「下城愛一」は「下條」を「下城」 と発音上誤記したもので、その他の票は、いずれも第二字を「條」と書こうとして 不明瞭なまま誤字を記載したものであることは記載自体から認められこれ又、「下 條愛一」と同様の理由により原告の有効投票となすべきものである。 (三) 「下篠愛一」なる投票が、同目録甲表の(二二)及び乙妻

二)及び乙表の(二一)記 載のとおり岩国市に一票、愛知県e町に一票、同県p町に一票、長野県a村に一 票、高田市に三票、静岡県r町に一票、大津市に一票、徳島県s町に一票、川口市

-票、山口県 t 町に一票、山口県 u 村に一票、合計十三票ある。 「下篠愛一」なる投票が同目録甲表の(二三)記載のとおり岩国市に一票あり 「下修愛一」なる投票が同目録甲表の(二四)及び乙表の(二二)記載のとおり岩国市に一票、防府市に一票、滋賀県 v 町に一票、富山市一票、柳津市に一票、愛知県 e 町に一票、合計六票、更に「下・愛一」なる投票が同目録甲表の(二五)記載 のとおり岩国市に一票ある。

右各票は「條」に竹冠又は草冠を附し又は「修」、 「・」と記しているが何れも 「條」の誤記であることは明瞭であり、又「受一」は「愛一」の誤記であることは明らかである。したがつて前記(一)と同様の理由により原告の有効投票と認める べきである。

(四) 「中条愛一」なる投票が、別紙第二目録甲表の(一三)及び同乙表の(九)記載のとおり岩国市、延岡市、及び静岡県w村に各一票計三票、「中條愛一」なる投票が、同目録乙表の(一〇)記載のとおり立川市、岡山県×町及び 島根県y町に各一票計三票、「中愛一」なる投票が同目録乙表の(一一)記載のとおり富山県z町に一票ある。「西条愛一」なる投票が同目録甲表の(一四)記載の とおり防府市に一票、「西條愛一」なる投票が同目録乙表の(一二)記載のとおり 滋賀県 a 1 町、及び大津市に各一票あり、「川条愛一」なる投票が、同目録甲表の (一五) 及び乙表の(一三) 記載のとおり四日市市、茨城県 b 1 町に各一票ある。

更に「三條愛一」なる投票が、同目録乙表の(一四)記載のとおり福岡県c1町、山形県d1町及び鹿児島県e1町に各一票計三票、「三条愛一」なる投票が同目録 乙表の(一五)記載のとおり大分県 f 1 町に一票、「三条アイイチ」なる投票が同 目録甲表の(一六)記載のとおり延岡市に一票、「さんじようあいいち」(第一回 写真四三—八—八)なる投票が同目録甲表の(一四)記載のとおり同市に一票あ 「一条愛一」なる投票が同目録乙表の(一六)記載のとおり足利市に一票あ 「山条愛一」なる投票が同目録甲表の(一八)記載のとおり京都市 g 1区に一 票ある。

右の各票は原告の氏名中三字を正記し氏の一字を誤記したものである。しかも候 補者中「中条」「西条」「川条」「一条」「山条」なる氏のものはなく、且つ右の各氏は原告の氏「上条」に近似し、他方原告の名「愛一」が正記されているのであ

るから、前記各表はいずれも原告の有効投票と認めるべきである。

更に「さんじよあいいち」なる投票が同目録甲表の(一九)記載のとお り延岡市に一票、「さんじよあい一ち」なる投票が同目録甲表の(二〇)記載のと おり右同市に一票あり、右は原告の名「愛一」をかなをもつて明記し、原告の氏名の誤記と認めるべきである。又「サイジョアイソ」なる投票が同目録甲表の(二二)記載のとおり愛媛県 h 1町に一票あり、右は「西条」のかな書であり、「アイソ」は、かなも不自由な投票者が「テ」を「ソ」と記載したものである。更に「さ んじようおい一」なる投票が同目録甲表の(二一)記載のとおり右h1町に一票あ り、右は「三条」のかな書で、名は「あいー」と書くべきを、「おいー」と誤記したもので「あ」と「お」は字形の類似から誤記したものである。「さんじよえい -」なる投票が同目録甲表の(二三)記載のとおり静岡県 1 町に一票、「ざいじ ょうあいいち」なる投票が同目録甲表の(二四)記載のとおり延岡市に一票(第一回写真四三—八—八)ある。右は「三條愛一」「西條愛一」のかな書(一部漢字) であり、「えいー」は「あいー」と記すべきところを発音の類似のため誤記したも

したがつていずれも前段と同様の理由により原告の有効投票となすべきものであ る。

(五) 「上下愛一」なる投票が、別紙第三目録甲表の(三)記載のとおり岩国市、今治市に各一票計二票、「下上愛一」なる投票が同目録甲表の(一)及び同乙 表の(一)記載のとおり市川市、観音寺市、及び徳島県 j 1 町に各一票計三票、 「山下愛一」なる投票が、同目録甲表の(四)及び乙表の(三)記載のとおり岩国 市、尼崎市に各一票計二票、「上愛一」なる投票が、同目録甲表の(二)及び乙表 の(二)記載のとおり京都府宇治市、岡山県 k 1町に各一票計二票、「平上愛一」 なる投票が同目録乙表の(四)記載のとおり愛知県e町に一票ある。

右各票は原告の氏名中三字を正記し、且つ原告の名「愛一」を正記しており、全 体的に原告の氏名に近似するから原告の有効投票とすべきである。なお最後の票の第一字が不明瞭であるが「下」の字を書き損じたものである。 (六) 「雨宮愛一」なる投票が、同目録甲表の(五)記載のとおり京都市 1 1

区に一票ある。右票は氏において原告と異るが原告の名を正記している。原告の名 は一種の特異性を有し、これが正記されている以上、氏が異つても、原告の有効投 票と認めるべきであり、且つ、候補者中には「雨宮」なる氏のものがいないのであ るからなおさらである。

(七) (1) 「北條愛一」又は「北条愛一」の投票が別紙第二目録甲・乙表 (一)・(二)記載のとおり合計五〇票あり、「北條アイー」なる投票が、同目 録甲表の(三)記載のとおり岡崎市に一票、「ほうじようあいいち」なる投票が、 同目録甲表の(四)及び乙表の(三)記載のとおり岡山市、徳島県S町及び伊那市 に各一票計三票、「ほうじようあい一」なる投票が、同目録甲表の(五)記載のと おり延岡市に一票、「きたじょうあいいち」なる投票が右同表の(六)因記載のとおり右延岡市に一票、「北しょうあいいち」なる投票が、同目録乙表の(四)記載のとおり高知市に一票、「はうじよあいち」なる投票が同目録乙表の(五)記載のとおり児島市に一票、「ホウジョウアイー」なる投票が同目録乙表の(六)因記載 のとおり福井県m1町に一票ある。

右各票は「北條愛一」又は同氏名を一部もしくは全部かなをもつて記載したも のである。氏の中に「上」と「北」の相違があるが、その一字を除けば、原告の氏 名のうち三字を正記したものである。候補者中には「北条雋八」なる者がいるが、 右各票とは名が全然異る上に、全体的にみた近似性からいつて、右各票は「北条雋 八」よりは「上条愛一」に近似する。殊に原告の特異性のある名「愛一」が正記さ

れているのであり、氏においても一字の相違に過ぎないのであるから右各票は原告 の有効投票と認めるべきである。

(2) 次に「北篠愛一」なる投票が、同目録乙表の(七)記載のとおり大津市に一票、「北修愛一」なる投票が同目録又表の(八)記載のとおり福岡県n1町に一票、「北・愛一」なる投票が同目録甲表の(七)記載のとおり岩国市に一票、「此条愛一」なる投票が右甲表(八)記載のとおり岩国市に一票、「北・愛一」なる投票が、右甲表の(一〇)記載のとおり福井県鯖江市に一票、「北條受一」なる投票が、右甲表の(一〇)記載のとおり福井県鯖江市に一票、「北條受一」なる投票が、右甲表の(一二)記載のとおり延岡市に各一票計、「北條受一」なる投票が、右甲表の(一二)記載のとおり延岡市に各一票計、「北條受一」なる投票が、「「本学」に表明市にも各票中「「なる投票が、「「本学」に表明市にも各票中「なる投票が、「なりに関語であり、その他の各票中にも各一票を含んでいるが、その書体から見ても、いずれも文字に出い者が「北条愛一」と記載しようとして誤字を書いたことが明らかであるから、前段と同様の理由により原告の有効投票と認めるべきである。

まできんでいるが、ての音体がら足でで、いりれての大下に関いては、は、 記載しようとして誤字を書いたことが明らかであるから、前段と同様の理由により 原告の有効投票と認めるべきである。 (八) (1) 「川上愛一」なる投票が、別紙第三目録甲表の(六)及び同乙 表の(五)各記載のとおり合計四九票あり、「河上愛一」なる投票が同目録甲表の (七)記載のとおり岩国市に一票ある。

右各票はいずれも原告の名「愛一」を正記し、氏を誤記したものと認めるべきである。候補者中には「川上嘉」なる者がいるが、同人の氏名は三字であり、前記各票は四字である。しかも前記のように特異性のある原告の名「愛一」を正記し、原告の氏名四字のうち三字を含む記載である。「上条」と「川上」「河上」は発音がいずれも「か」をもつて始まり、「川上愛一」の字の全体的にみた近似性からいつても「川上嘉」よりも「上条愛一」に近似するものである。前記各票はいずれも原告の有効投票と認めるべきである。

(2) 更に「川上あい一」なる投票が、同目録甲表の(八)記載のとおり松阪市に一票、「川上あい一ち」なる投票が、右甲表の(九)記載のとおり三重県 o 1町に一票、「川上あいち」なる投票が右甲表の(一〇)記載のとおり四日市市に二票ある。右は「川上愛一」の一部をかな書きしたもので、前段と同一理由により原告の有効投票と認めるべきである。

告の有効投票と認めるべきである。 (九) 「小野愛一」なる投票が右目録甲表の(一一)記載のとおり京都市 p 1 区に一票ある。右は氏においては原告と異るが名は原告の特異性ある名を正記している。候補者中には「小野義夫」、「小野市太郎」なるものがいるけれども、「愛一」と、「義夫」又は「市太郎」とは全然異るのであるから原告の有効投票と認めるべきである。

(十一) 「愛一郎」なる投票が石甲表の(三一) 記載のとおり松山市に一票、 西条市に二票ある。右は原告の名「愛一」を誤記したものとみるべきである。候補 者中「愛一郎」又はこれに近似する名のものはなく、原告に投票したものと認められるので原告の有効投票である。

(十二) (1) 「上條重一」なる投票が別紙第四目録甲表の(一)及び同乙表

の(一)記載のとおり岩国市、武生市に各一票計二票、「上條友一」なる投票が右甲表の(二)記載のとおり同岩国市に一票、「上條一」、「上条一」なる投票が右甲表の(三)及び乙表の(二)記載のとおり敦賀市、松本市、滋賀県u1町、長野県v1町に各一票計四票、「上條信一」なる投票が右甲表の(四)記載のとおり草津市、松本市に各一票計二票、「上條要一」なる投票が、右甲表の(六)記載のとおり同松本市に一票、「上條安一」なる投票が右甲表の(六)記載のとおり同松本市に一票、「上條正一」なる投票が右甲表の(八)記載のとおり同松本市に一票、「上條正一」なる投票が右甲表の(九)記載のとおり倉敷市に一票、「上條アに上條アに一票、「上條アに一」なる投票が右乙表の(四)記載のとおり大分市に一票ある。以上各票は氏は「上なる投票が右乙表の(五)記載のとおり大分市に一票ある。以上各票は氏は「上条」と浅記し、名の一字を誤つたか又は書き落したものである。方ち「上條アい一」が原告の有効投票なることは疑いない。

その他いずれもが原告の氏名の四字中三字を正記している。右のうち「上條信一」なる投票については候補者中に「間庭信一」なるものがあるが、文字全体の近似性からいえば、「上条信一」は「上条愛一」の誤記と認めるべきであり、その余の名については候補者中に同一の名を有するものがない。これらはいずれも「上条

愛一」の有効投票と認めるべきである。

(2) (イ) 「カミジオァイチ」なる投票が前示甲表の(一〇)記載のとおり愛媛県新居浜市に一票ある。右票は「上条」を「カミジオ」、「愛一」を「アイチ」と片かなで二行に書いたものであることは明瞭であり、原告の有効投票である。

- (ロ) 「上じようふいいち」なる投票が、右甲表の(一一)記載のとおり松山市に一票ある。右は第五字、第八字が明瞭を欠くけれども、前者は「ふ」、後者は「ち」と読まれ、結局下四字は「ふいいち」と読まれる。しかして「ふ」は「あ」の誤記で「あいいち」と記載すべきを「ふいいち」と誤記したものとみるのが至当である。蓋し、その書体からおせば、かなも不自由な投票者が苦心して、辛うじて記載したものであることが窺われ、「ふ」と「あ」の誤記は字形が似ているりで容易に考えられるからである。上四字は「上条」をかなまじりで書いたものであることは異論なく、右票は原告の有効投票とすべきものである。
- とは異論なく、右票は原告の有効投票とすべきものである。 (ハ) 「かみじよ―よいち」なる投票が前示乙表の(六)記載のとおり島根県 江津市に一票ある。右票の第六字目は「よ」とあるも「あ」の誤記とみるべく、 「あいち」の誤記であり、第五字目の「―」は音を引き延した記載で「じよう」と 書く代りに「じよー」としたもので、原告に投票したものであることは明らかである。
- (二) 「カミデョイチ」なる投票が右乙表の(七)記載のとおり長野県×1村に一票ある。右は原告の氏名を片かなで書き、名を「アイチ」と書くべきところを、「ア」をおとして「イチ」としたもので、原告の有効投票である。
  (ホ) 「かみじょうしゆんー」なる投票が右乙表の(ハ)記載のとおり大牟田
- (ホ) 「かみじょうしゆんー」なる投票が右乙表の(八)記載のとおり大牟田市に一票ある。右は名は原告の名と異るが、氏は正記され、名も「愛一」の「一」が記載されている。他にこれに近似する名の候補者はいないので原告の有効投票である。
- (へ) 「〈記載内容は末尾1-(4)添付〉」なる投票が右甲表の(一二)記載のとおり松本市に一票ある。右の投票は文字があいまい、不明瞭であるが、字体が極めて拙劣なところからみると、かなも充分書けない者が、辛うじて原告の氏名を記したもので、涙ぐましい努力が感じられる。「〈記載内容は末尾1-(5)添付〉」は「み」、「〈記載内容は末尾1-(6)添付〉」は「う」の逆向き、「〈記載内容は末尾1-(8)添付〉」は「い」の逆向き、「〈記載内容は末尾1-(9)添付〉」は「ち」の誤記であることが明瞭である。投票者の真しな気持がくみとられる。かような投票はとうてい無効投票とすることはできない。
- でい無効投票とすることはできない。 (3) 「かみじう栄一」なる投票が右甲表の(一三)記載のとおり松本市に一 票、「かみじようゑいいち」なる投票が同表の(一四)記載のとおり伊勢市に一 票、「カミジュェイー」なる投票が同表の(一五)記載のとおり観音寺市に一票あ る。右票のうち「カミジュ」は「上条」であり、「え」と「あ」は発音上混同し易 いから、「栄一」は「愛一」「ゑいいち」「エイー」は「あいいち」「アイー」の 誤記と認めるべきである。候補者中に「石川栄一」なる者がいるが「上条」と「石 川」では何等近似性はなく、前記各票は「上条愛一」に投票したものと認めるべき

である。

「上修かん一」なる投票が、右甲表の(一六)記載のとおり松本市に (4) 「かみじょうかんいち」なる投票が同表の(一七)記載のとおり同市に一票、 「かみ上けんーち」なる投票が、同表の(一八)記載のとおり延岡市に一票、 ミジョーマサー」なる投票が同表の(一九)記載のとおり右延岡市に一票ある。右 各票中「上修」は「上條」の誤記であることは明瞭であり、「かんー」、「かんいち」は候補者中に「かんー」なる者がなく、「けんーち」「マサー」も同名の候補者がいないから「愛ー」の誤記と認めるべきである。従つて前記各投票は原告の有 効投票である。

(5) 「上條しやんいち」なる投票が右甲表の(二〇)記載のとおり岩国市に一票、「カミジョウイイケ」なる投票が、同表の(二一)記載のとおり松本市に一票、「上じょうしういち」なる投票が、同表の(二二)記載のとおり三原市に一票ある。右各票の名「しゅんいち」、「しういち」、「イイケ」は原告の名「愛一」

の誤記である。

したがつて、いずれも原告の有効投票である。

(1) 「あいじょうえいいち」なる投票が右甲表の(二三)記載の とおり愛媛県h1町に一票ある。右票は原告の氏を誤り、名を誤記したもので、候 補者中「石川栄一」なるものがいるが、その氏は全く異り、右票は「石川栄一」よ り「上条愛一」に近似する。名を「あいいち」と記載すべきを発音の近似より 「あ」を「え」と誤記したものとみるべきであり、原告の有効投票とすべきであ る。

「アイジョウアイイチ」なる投票が右乙表の(九)記載のとおり宮崎県 y 1町に一票ある。右票は原告の氏をかなで記載して誤記したものと認めるべきであり、他に右記載に類似する候補者はいないから、原告の有効投票である。

「かみしうあい」なる投票が右乙表の(一〇)記載のとおり長崎県 z 1 (3) 町に一票ある。右票は原告の氏をかなをもつて記載したが、その表現を不完全且つ 誤記したものである。即ち、氏を「かみしう」、名を「あい」のみ記載し、「い ち」をおとしたものである。従つて原告の有効投票である。

(4) 「ウェジョウ受ー」なる投票が右乙表の(一一)記載のとおり福井県a2町に一票ある。右票は「上条」を「ウェジョウ」と誤称記載し、「愛一」を「受

- 」と誤記したものであるから原告の有効投票である。

(5) 「紙上愛一郎」なる投票が右乙表の(一二)記載のとおり栃木県b2町 に一票ある。右票は「上条」を、同発音の「紙上」と記載し、「愛一」を「愛一 郎」と誤記したものであり、且つ候補者中、これに近似する者は原告以外に居ない ので、原告の有効投票とすべきである。

(6) 「上下綾一」なる投票が右甲表の(二四)記載のとおり松阪市に一票あ る。右「綾一」は「愛一」の誤記と認めるべきである。「綾一」なる候補者はいな

い。「上下愛一」を有効とすると同様に右票も原告の有効投票となすべきである。
(7) 「上条・一郎」なる投票が右甲表の(二五)記載のとおり市川市に一票 ある。右票の第三字「・」は「愛」の誤字である。原告の名を誤り「愛一郎」と記 ある。石景の第二子「・」は「愛」の誤子である。原告の名を誤り「愛一郎」と記したもので原告の有効投票である。 (十四) 「上愛」なる投票が前示目録甲表の(三二)記載のとおり敦賀市に一票、「愛上」なる投票が右甲表の(三三)記載のとおり彦根市、津市に各一票計二票、「愛條」なる投票が、右甲表の(三四)記載のとおり鈴鹿市及び延岡市に各一票計二票、「愛修」なる投票が右甲表の(三五)記載のとおり鯖江市に一票、「條上」なる投票が右甲表の(三十)記載のとおり香川県n町り松本市に一票、「アイ上」なる投票が、同表の(三十)記載のとおり香川県n町に一票、「カンによるとおり香川県n町に一票、「カンドラーなる投票が、同表の(三十)記載のとおり香川県n町に一票、「カンドラーなる投票が、同表の(三十)記載のとおり目標表面の表面に に一票、「あいじよう」なる投票が、同表の(三八)記載のとおり貝塚市、倉敷 市、及び延岡市に各一票計三票、「あいしょ―なる投票が同表の(三九)記載のと おり今治市に一票、「アイジョー」なる投票が同表の(四〇)記載のとおり倉敷市 に一票、「アイジョーー」なる投票が同表の(四一)記載のとおり延岡市に一票あ る。

右票はいずれも「上条愛一」の氏名中二字ないし三字又はこれに該当する部分 を漢字又はかなで記しており(「修」は「條」の誤記である)原告の氏名の略記と 認めるべきであり、且つ候補者中に右記載に類似する氏名の者がないからいずれ も、原告の有効投票と認めるべきである。

(十五) 「かみしようあいいち」の投票が別紙第四目録甲表(四二)記載のと おり京都市p1区に一票ある。同票は原告の氏名を平かなで正記している。ただ投 票用紙の下部が少々破損しているため無効とされたものであろうが、文字には全然 影響はなく、破損の程度も極めて僅少で、投票者が故意に破つたものとも思われ ず、右破損をもつて「成規の用紙を用いないもの」に該当するとなし得ないのはも ちろんのこと、投票者の意思を否定することはできないから、原告の有効投票であ

(十六) 「上条愛一」なる投票が別紙第四目録乙表(一七)及び(一八)記載 のとおり大分市に一票、愛知県 c 2 町に一票、愛知県 d 2 村に二票、「かみじょう あいち」なる投票が静岡県w村に一票ある。右は全国区用紙を用いながら、地方区 投票箱に入れたため無効とされたものであるが、本件選挙においては投票箱に全国 区、地方区の法的な区別がなく、ただ便宜上の区別に過ぎないので、右各票は当然 有効となすべきである。

しからば原告のためには、前記第二の一の(一)ないし(五)記載の按分票四 三・七九三票、前記第二の二の(一)ないし(一六)記載の有効投票五三九票、合 計六八二・七九三票が増加する結果原告の得票は合計二四一、三〇〇・六八八票に なるのに対し、被告の得票は合計二四〇、七一一・五一八票に過ぎないから原告の 方が被告より五八九・一七〇票だけ多くなる計算である。従つて本件参議院全国選 出議員選挙における原告の得票順位は第五十二位となり、原告が被告に代つて任期 三年の議員の補欠選挙における最下位当選人となるべきものである。

しかるに選挙会が被告を当選人と決定したのは違法であるから、その当選を無 効とする旨の判決を求めるため、本訴請求に及んだものである。 第四、

では、 被告の新な有効得票の主張に対して次のとおり主張した。 、 被告は「小西英雄」と記載した有効投票が四五票あると主張するけれど そのうち他事記入が何票、投票箱を間違えたものが何票なのか、又何処の票を 主張するのか不明である。判例上有効な他事記入、即ち君、殿、様等は既に有効票 に算入されている筈であつて、ここにいう他事記入は、それ以外のものに相違な く、これらは当然無効である。投票箱を間違えたと称する票もその間違の態様が不 明であるから有効との主張は理由がない。

「小西春雄」と記載のある一〇票は福岡市における無効投票であるが、本 件選挙当時の福岡市長は、右と全く同氏名の「小西春雄」であつて、同市長は既に 二回の市長選挙を経て、二回とも当選している同市での知名人であり、同市の投票 に限り同氏の氏名と全く符合する右の記載が多数存する事実に徴すれば、右票は当 時実在した「小西春雄」に投票する意思であつたものというべく、被告の有効投票 とすることはできない。

「小西正雄」、「小西正男」、「小西正夫」、「小西英一」、「小西秀「小西健一、「小西健三」、「小西恭一」、「小西恭」、「小西恭次郎」 「小西秀 「小西寛」、「小西伊八」、「小西勉」、「小西秀逸」、「小西生衛」、「小西房吉」、「小西幸男」、「小西寅松」、「小西イチ子」、の各票は、氏は被告と同一であるが、名は全く異り、何等の近似性もなく、到底被告に投票したものとは考え られない。

小西なる氏は珍しい姓ではなく、且つ右各票の名も被告の名とは全く異るものであり、しかも本選挙の候補者中にも、「正雄」、「正夫」、「正男」、「政夫」、「英一」、「秀逸」等の名を有するものがあり、右各票は未だ被告を特定するに足りない。なお、京都市の各選挙区における検証票中に「小西恭一」「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西恭」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」、「小西本」」、「小西本」、「小西本」、「小西本」」、「小西本」、「小西本」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「中西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「小西本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」、「中本」」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中本」」」、「中 「小西秀次郎」なる投票及び「小西秀逸」なる投票があるが、本件選挙直前の昭和三十年四月分京都府議会議員選挙の候補者に「小西繁一」及び「小畠逸良」なる者 があり、右各票は同人らに近似し、被告に対する投票とは考えられない。

また本件選挙当時大阪府選出代議士に「小西寅松」がいる。結局上記各票は、

被告に投票したものとは認められず、被告の有効投票ということはできない。 四、「大西」なる氏は、被告の「小西」なる氏と「大」、「小」の相違がある上に、名の記載は全然ないのであるから、右票はまだもつて被告を特定するに足らず、被告の有効投票とは、いい得ない。氏が異る以上は、たとえ二つの氏に若干の近似性があるとしても、少くとも名も記載され、氏名全体において、被告の投票と特定せしめるものがなくてはならない。氏のみ記載し、しかもその氏が被告の氏と 異る場合、これを被告の投票とはまだ言い得ないのである。

被告は「大西」の票二五七票を有効であると主張するが、そのうち、七二票は香 川県における投票である。同県における被告の得票は一一、四二六票で被告の府県 別得票順からいえば、第五位に過ぎないが、「大西」なる投票は断然他を圧して七 二票と、ずば抜けて多く、実に総数の約三分の一近くが同県に集中している。かように甚しい偏在の理由は次の事情によるものである。即ち、本件選挙の直前の昭和三十年二月の衆議院議員に香川県から立候補し次点で落選した前代議士「大西禎夫」(得票三六九五五)がある。同県に「大西」なる投票の三分の一近くが集中たのは全く右「大西禎夫」のせいといわざるを得ない。被告の得票は、福島県一四、八三二票、福岡県一八、九七六票、熊本県一八、二六八票等で何れも香川県より多数でありながら、「大西」の票は福島県四票、福岡県三票、熊本県一〇票と極めて家々たるものである。若し「大西」の票が被告のための投票ならば、被告の得票数の多い府県においてはそれに比例して「大西」の票も多く存してしかるべきである。

更に同県には前記衆議院議員選挙の立候補者に「小西正雄」(得票五、〇三八)があり、同人は被告とは名において僅か一字の相違あるに過ぎず、氏名が極めて近似している。かように近似し、被告と容易に混同を生ずる知名人が同県に存するにおいては、なおさら「大西」を被告の投票とはいえない。

おいては、なおさら「大西」を被告の投票とはいえない。 高知県においては、「大西」の票は一一票存するが同県においても前記衆議院議員立候補者に「大西正男」(得票二、二四八六)があり、これまた同県に「大西」の票が多数存する原因をなしているものと思われる。同県の被告の票は僅に四、五一七票に過ぎない。

愛媛県にも同票が四〇票以上存するが、これも隣県の「大西禎夫」を始め「大西正男」なる知名人の影響と見ざるを得ない。且つ愛媛県は被告の得票四八、七〇三票で、全国第一の多数であり乍ら、遂に「大西」の票は香川県の半分程度に過ぎないことは、「大西」なる投票が被告のためのものに非ざることを知り得るものである。

兵庫県においても、前記衆議院議員に立候補して当選した「大西正道」代議士がおり、同県も「大西」票一〇票の多数を数えるが、これも同人に投票したものと思われる。同県の被告の得票は僅か四四七四票である。

五、「大西英雄」なる票は、被告の氏名と、氏において「大」「小」の相違があり、名においては、同一であるが、右が「大」「小」の相違のみだからといつて被告の氏名の誤記と速断することはできず、殊に前記のとおり、香川県に「大西禎夫」「小西正雄」、高知県に「大西正男」、兵庫県に「大西正道」などの本件選挙当時知名の代議士又は直前の衆議院議員立候補者が存し、いずれも氏名が右票に近似するのであるから、右票をもつて被告の有効投票と速断することはできない。

六、 「大西英夫」、「大西英男」、「大西秀男」、「大西秀夫」、「大西秀雄」、の各票は、被告の氏名と氏において「大」「小」の相違があり、名においては同じく「ひでを」と読めるが、全部被告の名と字を異にする。しかも前記のとおり、香川県に「大西禎夫」「小西正雄」、高知県に「大西正男」、兵庫県に「大西正道」などの右票に近似する代議士若しくは衆議院議員候補者等の知名人があり、他方本件候補者の中にも「占部秀男」の如く「秀男」なる名を有する者があるから、前記各票は被告を特定したものと認め得ず、被告の有効投票となすことを得ない。

- 七、 「中西」「仲西」なる投票は、被告の氏とは「小」と「中」の相違があ り、しかも名の記載は全然ないのであるから、未だ被告を特定するには不充分であ つて、被告の有効投票ということはできない。

つて、被告の有効投票ということはできない。 八、 「小川」、「小平」、「小原」、「小野」、「小林」、「小田」、「小 杉」、「四田」、「小山」、「小橋」、「小沢」、「小出」、「小島」、「小 谷」、「山口」、「中野」、「山田」、「小畑」、「小島」、「小国」、「田 中」、「田村」、「中村」の氏を冠し、名に「英雄」、「秀雄」、「英夫」、「英男」、「秀男」、「英一」、等の名を記載した投票を被告の有効投票と 主張するが、右各氏は被告の氏と全然近似性なく、且つ英雄以下の右列挙の各名 原告の「愛一」のような特殊性ある名とは異り、極めて一般的、普遍的な名で、 告を特定するにたるなんの特異性も有しない。従つて前示の各氏を冠し、前示の各 名を配した各投票は、被告の氏名に近似性がないという点からも、又、被告を特定 したと推察せしめ得るなにも存在しないという点からも、とうてい被告の有効投票 といい得ない。

一殊に本選挙の候補者中には、「小川」、「小平」、「小原」、「小野」、「小林」、「小田」、「小杉」、「山田」、「田中」、「中村」、の各氏を有する候補者がおり、名においても「秀男」、「正雄」、「正夫」、「正男」、「政夫」、「虎雄」、「俊夫」等類似の名を有する候補者が多数存するのであるから、前記各

票が、被告に対する投票とはとうてい言い得ない。 九、以上の外被告の主張する他の投票も被告の氏名の誤記とは認められず、被 告の有効投票とすることはできない。

(被告の答弁)

被告訴訟代理人は、「原告の請求を棄却する」との判決を求めて、次のとおり述 べた。

第一

原告主張の第一の事実はこれを認める。

原告は按分票であると主張するが、

**(1)** 大和高田市における「上條愿」の有効投票中に含まれているその主張の 二三票は、いづれも「上條」と氏のみを記載した投票である。本件選挙の候補老中 に「上條」なる氏を有する候補者は「上條愿」の外にはない。

原告の氏は、「上条」であつて「上條」ではない。原告は、「上条愛一」たるB名をもつて、立候補の届出をなし、選挙公報には「上条愛一」をもつて登載した。 「上条愛一」たる氏 選挙人は「上条愛一」が候補者であると同時に、「上條愛一」は別であることをも知るのである。「上條」と「上条」とは別の氏であつて同一の氏ではない。従つ 法第六十八条の二第一項の規定中「同一の氏の候補者が二人以上ある場合」に は該当しない。現在の社会通念としては「條」は本字、「条」はその略字として普 く通用している。しかし候補者が特に略字を避けて「上條愿」なる氏名をもつて立 候補届をなし、選挙人において、これまた特に神経を働かせ、注意を払つて、「上條」なる公報の示すとおりの本字をもつて投票したものであるから、わざわざ特別の留意をもつて、本字の「上條」だけでも記載してあることにより、投票者の真意は「上條愿」に投票するものであると認めることができる。それでこそ投票者の真 意に合し、その意思を尊重する所以を全うするとともに、前記法条の規定の全趣旨 にも合致するものと信ずる。従つてこの点についての原告の主張は理由がない。

- 坂出市第二開票区における「上條愿」の有効投票中に含まれている「上 (ロ) 坂山市第二開景区における「工味恋」の有効投票中に含まれている「工 條」なる氏のみの投票一五票につき、原告は按分主張の根拠を法第六十八条の二第 一項の規定におくものであるが、既に被告が前記(イ)で主張したとおり、原告の 主張は該法条の規定には該当しないから、原告の主張は理由はない。 (ハ) 岩国市における無効投票中の三票については、差戻前の検証調書添付の 投票写真について検討すると、右無効投票三票はいづれも「上条」「カミデューの の記記をは認められない」と表れる仕入事業ままままます。
- の誤記とは認められない。上条なる先入意識を有するものならともかく、無心の第 三者においては、投票の記載それ自体をみて、誤記だとは認め難い。原告は誤記で あることを立証すべきである。原告の主張は主観的独断にすぎないから理由がな い。
- 。(二) 草津市における無効投票中に「上・」なる一票があり、原告はこれを 「上條」の誤記と認めるべきものと断定しているが、これは原告の独断であつて 客観的には誤記と認められない。仮りに原告主張のとおり「・」を「條」の誤字で 「條」は原告の氏を あり、「上・」は「上條」の誤記と認むべきであるとしても、 構成する文字ではないから、「上・」を原告に按分すべしとの主張は理由がない。 被告は「上條」と「上条」とは別個の氏であることを主張し、既に(イ)において 主張した。
- (ホ) 大阪市a区における無効投票中に「上條」なる一票があることは認める 「上條」なる投票は特に「上條」と記載してある点からして、「上條愿」を投 (木) 票する意思の明白なものであることは、上段主張のとおりであるから、「上條」と の一票を原告の有効投票とは認め難い。既に「上條」なる一票が原告「上条愛一」 に投票する意思を有する選挙人によつて投票されたのではないから、原告のために 按分する理由はないのである。

原告が単独有効投票と主張するものについて。 原告主張第二の二の(一)(「下条愛一」「下條愛一」)の主張につい て。

、原告は投票写真「六—二—二」と「一五—二三—二」の二票を抽出して、これは最初「上条愛一」と正記しながら、投票者は「上」と「下」の記憶がはつきりせ、 ず、「下条愛一」の方が正しいと考え、「上」を抹消して「下」に訂正した経緯が判然としていると主張する。しかし、原告の右主張の前提をなすところの経騒則に おける妥当性、「上」と「下」の観念上の混同誤記性、原告の氏名「上条愛一」の 四字中三字の正記の事情を、そのまま公職選挙法の広場に用いるところに無理があ

る。法六十七条は「第六十八条 (無効投票) の規定に反しない限りにおいて」という制限を規定している。それであるからあくまで法の制限に従わなければならないのに原告はこれを無視している。

原告としては多数の票の中の偶然の唯二つのケースについて理由を具備し得ないままに、単なる事情を語るのに外ならない。普遍性も合理性も欠けている。要するに「訂正した事実」たる一つの客観的の現象について、原告も被告も投票者の心理(意中)を忖度し、推測し、思料するという以外に事情を闡明表現することのできる用語はないのである。従つて原告と被告の各意識構成の基礎をなすところの潜在意識が相異るのであるから、被告は原告の正記と記憶不明瞭の主張に反対するものである。

原告名「愛一」が明記されている以上「下条康麿」の有効投票と考え得 ないのは勿論であるが「候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの」とすることも不当であると主張するが、被告は、右主張は失当であると断定する。原告は投票の「上」を抹消して「下」と訂正した事実を認める以上、訂正と同時に氏の「上 条」は抹消され、「下」は「条」の字と結びついて「下条」となつたことも認める べきである。原告は氏の記載は「下条康麿」の「下条」に一致することを認めてい る。氏の一致ということは、即ち、「下条」そのものということを認めたのであ る。原告は氏が「下条」に一致するからといつても、原告の名「愛一」が明記され ている以上、「下条康麿」の有効投票と考え得られないのは勿論であると断言して いる。然らば原告は、(1) 訂正後には「上条」という氏の存在しないこと (2) 訂正後には、「下条」という氏が存在していること、(3) 訂正後には「下条」なる氏と「愛一」なる名とが、結びついて「下条愛一」という一種特別の投票 を形成して存在していること、(4)しかも「愛一」なる名は依然として原告自身 の名であることには何の変りはないという事実を認めるべきであり、これを認める 以上は、たとえ、原告の名「愛一」が明記してあるにしても、「下条」という氏が記載されているのであるから、これを「上条愛一」の有効投票と考え得ないと結論しなければならない。かように結論してこそ、論理の必然性が充たされるのであるとともに、原告の主張する論理も前後一貫するものである。しかるに、原告は自ら 主張する論理の軌道から離脱して、あたかも、顧みて他を言うが如く、 「候補者の 何人を記載したかを確認し難いもの」とすることも不当であると断言している。 れは条理が通らない主張である。被告が「下条愛一」なる投票を一種特別の投票と 称する所以はその投票が「下条康麿」の有効投票となし得ないばかりでなく、 「上条愛一」の有効投票ともなし得ないからである。法第六十八条の規定のうちの 第一号により公職の候補者でないものの氏名を記載したもの、第七号により候補者の何人を記載したかを確認し難いもの、第三号により一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもののいずれかに該当することにより、無効の投票にされるからである。原告が「候補者の何人を記載したかを確認し難いものと知ることは 不当である」と主張するのも、それは原告の氏名四字中三字正記という偶像—幻影が原告の潜在意識に作用して、そのように妄想させるに過ぎない。若し原告の名 「愛一」が明記されているという一事のみをもつてしては、他の候補者下条康麿の 存在を無視し得る場合にのみ、候補者の何人を記載したか確認し難いものとするこ

との不当を主張し得るであろうが、既に原告において候補者「下条康麿」の存在を認めているからには、「上条愛一」「下条康麿」のうち、いずれの候補者を記載したかを確認し難いものとすること以外に処置がない。これをしも原告は不当であると断言しているが、被告はそれは筋が通らぬことで失当であると主張する。

原告は前記の各票は原告に投票する意思の明白なものであつて「上条愛一」の誤記と考えるのが至当であつて、文字全体の近似性からいつても、原告の「上条愛一」に投票したものであることは疑を容れる余地がなく、法第六十七条の趣旨を体して、前記各票は「上条愛一」に投票する意思が明白に推測できるものであるから、すべて原告の有効投票とすべきであると主張するが、そうではない。

- (1) 被告は、事いやしくも、公職の選挙に関する限り、法に準拠すべきこと、選挙にあつては、原告は自己が候補者であることを知るとともに、他の候補者の立つていることを知ることを要し、利、不利の関係を公平に負担するのでなければ、公明選挙はあり得ないのである。
- (2) 被告は原告の氏名四字が記載されていた投票すらも、氏の頭文字の一字「上」が「下」と訂正された前記「六—二—二」と「一五—二三—二」の二票の具体的ケースにおいて訂正した後は、候補者の何人を記載したかを確認し難いものとせざるを得ない。
- (4) 原告は前記各投票は原告に投票する意思が明白なものであり、「上条愛一」の誤記と考えるのが至当であると主張し、法第六十七条の規定を援用して、投票は投票者の意思を尊重してなるべく有効とするようにしなければならないとも主張しながら、最後において、各票は「上条愛一」に投票する意思が明白に推測できるのであるというように、その表現の内容を変更し断定を緩和して推測できるという程度に改め、認識の混迷と論理の矛盾を曝露したのである。被告は原告の断定も推測可能性もともに否定する。
- (5) 原告は法第六十七条を援用するが、同法条は無条件で、投票は投票者の意思を尊重して、なるべく有効とするようにしなければならないとは規定していない。その法条の規定からは、次の二つの条件(制約)が厳として存在することを知らなければならない。即ち「法第六十八条(無効投票)に反しない限りにおいて」ということと、「その投票した選挙人の意思が明白であれば」ということがそれである。

しかもこの二つの条件は、同時に具備することが必要である。「その投票した選挙人の意思が明白であれば」と規定し、「明白であらば」とは規定していないし、 又「明白に推測できる場合」を規定していない。原告主張する「推測できる」とい うだけでは、法第六十七条の規定を援用するに由ないのである。

うだけでは、法第六十七条の規定を援用するに由ないのである。 その投票した選挙人の意思が明白に推測できるものであるという原告の推測なる ものは、原告の立場から原告に有利になるように、その投票した選挙人の意思を忖 度(推測)する以外の何ものでもない。

推測できるというのである限り右法条に該当しない。

(6) 原告は「下条愛一」と「上条愛一」との相違は一字であり、その一字である「上」と「下」の字は観念上から極めて混同誤記を生じ易く、「上」と「下」と取り違えることは通常容易に考え得られることであると主張するが、その一字が重大な結果をもたらすから、法を標準としてのみ、事実を考察、検討することを要

し、常識をもつて律することの危険を避くべきであることに思を致さなければなら ない。

原告は「下条愛一」なる投票は「上条」の誤記であるから原告の有効投票とすべ きであると主張するが、候補者下条康麿は「下条」は自分の氏であると主張し、 「上条」の誤記説を否認するのである。投票を客観的に検討すれば、その記載する 文字が「下条」であることによつて候補者下条の氏であることを確認できるが、原 告上条愛一は何を挙証資料として「下」が「上」の誤記であることを立証し得る か、立証の根拠となし得るものは、その投票に記載のある「愛一」の名のみであ

それだから「下条愛一」なる投票は、一種特別のものであつて、候補者二人の氏 と名の混記とするか、候補者の何人を記載したかを確認し難いものとするか、候補 者でないものの氏名を記載したものとするかのいづれかのもので、いづれの点から しても、無効投票と決定すべき投票(法第六十八条参照)である。この点からして も「下条愛一」の票は法第六十七条の適用を受けることに該当しない。ただの一字 が、かくの如く重大な結果を示すものである。投票における氏の頭の一字は、もつて、投票の有効か無効かを決する重大なものである。推測できる程度の判断をもつ て「下」は「上」の誤記であるとし、「下条愛一」なるすべての票を、原告の有効 投票とすることはできない。推測はあくまで原告の忖度であり、主観的独断であ る。論証は不可能である。誤記を理由として右の投票全部を原告の有効投票と認め るべきであるとの原告の主張は全く理由がない。

(二) 原告主張、第二の二の(二)(「下条愛一」外)の主張について。 原告の抽出している各票は、「下条愛一」の一部又は全部を片かな、又は平かな をもつて記したもので、候補者「下条康麿」の氏と原告の名とを混記したものと認め得られるが、「上」と「下」と混同誤記したことを肯定するに足る根拠がない。候補者二名の氏名の混記は、法第六十八条第七号により無効である。誤記説に対す る被告の主張は既に(一)において詳述している。被告はこれを原告の有効投票と 認めることに反対する。

(三) 原告主張の第二の二の(三)(「下篠愛一」外)の主張について。 「下篠」、「下・」、「下修」、「下・」の各票について「條」の字は誤記であることが認められるが、同時に「下條愛一」なる一種特別の投票を形成することも認められる。被告は「下」は「上」の誤記なりとする理由をもつて原告の有効投票とすることに反対する。その詳細は(一)において陳述したとおりである。

原告主張の第二の二の(四)(「中条愛一」外)の主張について。 (四)

「中条愛一」(岩国市及延岡市)「西条愛一」(防府市)「川条愛一」(四日市 市)の各票が原告主張のとおり、原告の有効投票とすることを認める。「三条アイイチ」「さんじよあいいち」「さんじよあいーち」「さんじようあいいち」の投票については、原告の氏名中三字に相当する部分を正記していること、及び「三条」 「さんじよう」なる者が候補者中に存しないということからでは、原告「上条愛 一」の誤記であるとは認められない。

(五) 原告主張第二の二の(五) (「上下愛一」外)の主張について。

「上愛一」の一票を原告の有効投票とすることは認めるけれども、「上下愛一」 の投票「下上愛一」(市川市、観音寺市)「山下愛一」(岩国市)の各票は、原告 の名は正記しているが、文字全体の近似性の感応度は弱く、「上条」の誤記とは認 められないから、原告の有効投票ではない。

(六) 原告主張の第二の二の(七)(「北條愛一」外)の主張について。 原告主張の「北條アイー」、「ほうじようあいいち」(岡山市) [ほうじようあ い一」、「きたじようあいいち」、なる各票について、候補者中に「北条雋八」な る者がおり、その「北条」の氏と、原告の名「愛一」が混記され一種特別の投票を 形成しているのである。かかる特別の投票の無効なることについては(一)に詳述 しているとおりであり、原告の主張は理由がない。「北・愛一」「・条愛ー 記載内容は末尾1-(10)添付>」「北・愛-」「北條受-」、「北条・-」の 各票について、被告は、原告主張のとおり「北条愛-」と記載しようとして誤字を 「北條受一」、 書いたものであることは認める。しかし、既に「北条愛一」と読めるからには「北 条」が候補者「北条雋八」の氏であるので、原告の名との混記であることを認めな ければならない。詳細既述しているとおり、被告は原告のこの点についての主張を 否認する。

(七) 原告主張の第二の二の(八)(「川上愛一」外)の主張について。 原告主張の「川上愛一」及び「河上愛一」の票は原告の名「愛一」を正記し、氏

として候補者「川上嘉」なる者の氏を書いたものと認められる。「川上」なる氏が 明記されている以上、候補者二名の混記であつて、一種特別の投票を形成してい る。この一種特別の投票の無効であることは前述のとおりであつて、被告は右投票 を原告の有効投票と認めることはできない。「川上あい一」、「川上あい一ち」、 「川上あいち」なる投票についても同一理由をもつて無効とすべきものと考える。 原告の有効投票と認めるべきではない。

(八) 原告主張第二の二の(一〇)(「愛一」外)の主張について。 原告主張の「あー」「・一」「受一」なる投票はいづれも原告の名さえ正記して いないばかりか、各投票の筆跡を検証写真に照合しても原告の名の誤記なりとは認 められない。従つて右各票は原告の有効投票と認めることはできない。

原告主張第二の二の(一二)(1)(「上條重一」外)の主張につい て。

「上條重一」(岩国市)、「上條友一」、「上條一」(松本市、敦賀市、)「上條要一」、「上條安一」、「上條真一」、「上條正一」の各票は候補者「上條愿」の氏を明記しているから、原告の氏である「上条」の誤記であることは認め難い。 又「上條信一」の投票は「信一」なる名が候補者「間庭信一」の名と同じであるか . 「上條愿」と「間庭信一」の二人の候補者の氏名の混記である。従つて候補者 の何人を記載したかを確認し難い、(法第六十八条第七号参照) 一種特別の投票を 形成しているものとして無効である。しかし「上条敬一」なる投票は愛敬なる用語 例から誤記し易い場合もあり得るので、被告においてもこの票を原告の有効投票と 認める。

(十) 原告主張第二の二の(一二)、(2)、(へ)の主張について。 原告主張の右投票は被告においても、原告の有効投票とすることを認める。 (十一) 原告主張第二の二の(一二)の(3)、「かみじう栄一」外)の主張

について。

「かみじう栄一」、 「かみじようゑいいち」、「カミジュエイー」の各票につい ては、候補者中に「石川栄一」なる者がいるから、その「栄一」なる名と原告の 「上条」なる氏とが混記されて、一種特別の投票を作り上げている。「栄一」、「ゑいいち」、「エイー」と明記されてあるものを、「愛一」の誤記であるとこじつけることは無理である。この特殊票が無効であることは既に陳述したとおりであ

(+=)原告主張の第二の二の(一四)(4)(「上修かん一」外)の主張に ついて。

「上修かん一」の「上修」は「上條」の誤記であるとしても、候補者中には「上 条愿」なるものがいるのであり、又「かみじようかんいち」、「かみ上けん一」「カミジョーマサー」における「かんいち」、「けんーち」、「マサー」は「かんー」とともに候補者中に同名のものがないからという理由だけで、これらの四種の 名が原告の名である「愛一」の誤記とは認められない。被告は原告の有効投票であ るとの原告の断定を否認する。

原告主張の第二の二の(一四)(「上愛」外)の主張について。 (敦賀市)の投票は差戻前の検証写真(三—五—二)に照合すると、他 事記載がある。「愛修」の「修」が「條」の書損とみても、「條上」とともに 事記載がある。「愛修」の「修」が「候」の音損とみても、「候工」とともに「條」は原告の氏の字ではない。「アイしよー」(あいしよーの誤記と認められる)の「しよー」は原告の氏にも名にもこれに符合する字がない。従つて「愛」「上」「アイ」(「あい」の誤記と認められること前と同様である。)をもつてしては、原告の氏名を表現する略字であるとは認められない。その他「愛上」、「愛条」「アイト」、「あいじよう」「アイショー」「アイショーー」の各票は、票に 記載されている原告の名と氏の字の組合せ(結びつき)による形が視覚に映ずる感 じ、又その音読による響(調子)が聴覚に反応する感じなどを綜合して、原告の氏 と名の各一字を取つて呼称する類例の範疇に含まれる性質を備えているとは言い得 ない。且つ候補者中に類似の氏名の者がないからといつて、その記載自体が原告の 氏名の略記と認むべき筋合のものとは認められないから、原告の有効投票とはいえ ない。

従つて原告主張の投票中原告の有効投票と認められるものは僅かに七票にすぎ ず、その余はすべて原告の票として加算し難いものである。 第四、

(-)仮りに原告の得票数が若干増加したとしても被告は当選決定当時におけ

る得票数が既に二四〇、七一一票であるうえ、無効投票とされた投票中には別紙第 五ないし第八目録甲乙表および第九目録記載のとおりの各市町村及び区選挙管理委 員会において、同記載のとおり記載内容を有する投票がそれぞれ該当欄記載のとお り合計九〇九票存在している。以上の各票はすべて、被告の有効投票と認めるべき である。

そのうち主要なものについて説明すれば、

1. 「小西英雄」なる投票は有効である。 また、全国区の用紙を用いて地方区の投票箱に投入した票も有効である。けだし、投票箱を全国区と地方区に分けたとしても、それは投票係員の事務処理の便宜のために過ぎないのであつて、全国区投票用紙に有効に記載した票を地方区投票箱に投入したからといつて無効にすべき理由はない。法の規定がそのような趣旨とする。 れば、それは国民の選挙権の行使を害するものであり、憲法第十五条に反する。

次に他事記載ありとして無効とした票については何れもこれは投票の効力を害し

- ないものであつてこれらを無効としたのは違法である。 2. 「小西英夫」なる投票は被告のものとして有効である。これは「こにしひでお」の発音に従つて漢字を記載したもので「雄」は「お」と発音し、「夫」もお
- 「小西英男」なる投票は、被告のものとして有効である。「こにしひで 3.
- お」を示すため、同じ発音の漢字を用いたもので、「男」は「お」と発音する。 4. 「小西秀雄」なる投票は有効である。「英」は「ひで」と発音するので、 同じく「ひで」と発音する「秀」によつて、「こにしひでお」を表わしたものであ る。
- 5. 「小西秀夫」なる投票は被告のものとして有効である。「秀夫」は「ひでお」と発音し、「こにしひでお」を示すものである。
- 「川西」なる投票は、「小西」と読むべきものであるから、被告を被選挙 人とする有効なものである。
- 「川西英雄」なる投票は、6と同じ理由で、「小西英雄」の有効投票であ る。
- 8. 「大西」なる投票は被告の投票として有効である。「小西英雄」の「小」は「こ」とも読むし、「お」とも読む。即ち「こにし」とも「おにし」ともいうわけである。そして「お」と読むときは、次に発音する「にし」との発音関聯のうえる「な」とははスパロウがある。これで「な」に対して発音 で「おー」と引いて次の「にし」に続ける傾向がある。そして「おーにし」と発音 し、それが「小西英雄」を示すのに「大西」の字を用いるわけである。

「大西英雄」なる投票は被告の投票として有効でうる。これも8で述べたように、 被告の氏「小西」の「小」を「お一」というため、「大西英雄」と表現したもので ある。

10. 「大西英夫」、「大西英男」、「大西秀雄」。「大西秀男」。「大西秀 夫」なる頼票も被告の投票として有効である。いづれれも8.9.で説明したよう に被告を示す票である。

「小西」の「小」は草書にすると「中」というようになり 「中西」。 「中」と紛らはしくなる。それで「中西」と見易いこと。又「小」は「大、中、 小」の対句をなす文字なので「小」を度忘れすると「中」で、又は「大」で間に合 せるわけであつて、「大西」と「中西」があるのはいづれも被告を示したものであるから、右各投票は被告の有効投票である。 12 「中西英雄」。「中西秀夫」。も前同様の理由で被告の有効投票であ

「コニヒ」。なる投票も、「小西」の投票であるから、被告の投票とし て有効である。「シ」を「ヒ」と発音する人があり、「コニシ」を文字で書くと 「コニヒ」となつてしまうのである。「質屋」は「シチヤ。と書く人と「ヒチヤ」と書く人とがある。「コニヒ」とは「質屋」を「ヒチヤ」と書く人が「小西」に投票したので起つたことであり被告に対する有効票である。

14. 本件全国区候補者には「小西」、「大西」、「中西」なる姓のものはな

これらの各票はいづれも被告を指した投票として、有効なものである。 (証 拠)

第一、原告訴訟代理人は甲第一号証、同第二号証の一ないし五、同第三号証、同 第四号証の一ないし十、同第五ないし第十二号証、同第十三号証の一ないし四、同第十四号証の一、二を提出し、差戻前及び差戻後の各検証、(以下第一回検証第二 回検証と略称する)の結果並びに別紙第一ないし第四目録の乙表記載の各選挙管理

委員会からの調査嘱託の結果を援用し、乙号各証の成立は不知と述べた。 第二、被告訴訟代理人は、乙第一ないし第六十四号証を提出し、差戻後の検証 (第二回検証)の結果並びに別紙第五ないし第八目録の乙表記載の各選挙管理委員 会からの調査嘱託の結果を援用し、甲第四号証の一ないし十、同第七号証、同第八 号証の成立は不知、その余の甲号各証の成立は認めると述べた。

原告が昭和三十一年七月八日施行の参議院全国選出議員選挙(改選される 任期六年の議員五十名及び任期三年分補欠議員二名の選挙以下本件選挙という)に 立候補し、右選挙の結果、得票数、二四〇、六一七・八九五票をもつて得票順位第 五十三位となり、次点となつて当選を得なかつたものであり、被告が本件選挙にお いて、同様立候補をなし得票数二四〇、七一一・五一八票をもつて得票順位第五十 ンしている。 二位となり、前記補欠議員の選挙における最下位当選者となった者であって、同月 十九日分選挙会において、その旨決定せられ、翌二十日その当選人の告示が行われ たことは、当事者間に争のないところである。

第二 原告は、右の外に原告の有効投票があると主張するので判断する。

- 請求原因第二の一に主張する各按分票の効力について。 (一) 差戻前の昭和三十一年十二月二十二日の検証(以下第一回検証という) の結果によれば、大和高田市において候補者上条愿の有効投票とした二六票中に は、「上條」とのみ記載した投票が一七票(第一回検証調書添付写真―以下第一回 られず(以下候補者の氏名及び存否の認定については、特に記載のない限り右甲第一号証により認定したものであるが、煩をさけるために、一々記載するのを省略する)、他に特段の事情の認められない本件においては、いずれも「上條」の誤記と認めるのを相当とする。したがついて方票はいずれも「上條」と記載してある投票 としてその効力を判断するのが相当である。

本件選挙に、被告主張のように、原告が立候補届出をなすに当り、その氏を「上 条」こして届出で、選挙公報にも同様「上条」と記載され、他方上條原がその氏を 「上條」として届出で、選挙公報にも同様「上條」と記載されていることは、原告 も明かに争わないところである。しかしながら「條」と「条」とは、元来前者は正 字、後者は略字であるといわれ、従つて厳密にいえば、氏については「條」と ば、現に本件選挙の開票録を作成するに当つて、候補者「上條愿」を表示するのに 「上条愿」と記載していることが認められるところである。従つて、「上条」と記 載してあるからといつて、それは「上條」という氏の人を表示するものではないと いえないと同時に、「上條」と記載してあつても、同様「上条」という氏の人を表示するものでないともいえないものである。従つて、本件選挙においても「上條」

と記載した投票が「上條愿」に対する投票であり、「上条」と記載した投票のみか原告「上条」の投票であるとは認めることができない。殊に各成立に争のない甲第三号証、同第四号証の一ないし十、同第五ないし第八号証によれば、原告の戸籍面上の氏は「上條」であり、同人に対する信書、乗車優待証、歳費明細書には「上條」なる氏の記載があり、原告の自ら使用する名刺に記載した氏の表示も「上條」と記載され、原告は通常その氏名を「上條愛一」として使用していたことが認められるから、「上條」又は「上条」と記載された投票は、原告「上条愛一」を指称するものとなし得ると同時に、候補者上條「愿」のための投票ともなり得るもりでもは「上条」と表示された投票が、候補者上條愿のための投票ともなり得るもりであることを自認している。)といわなければならない。

(三) 第一回検証の結果によれば、岩国市における無効投票中には「<記載内容は末尾1-(11)添付>」なる投票一票(第一回写真一―二一三)「上修」なる投票一票(第一回写真一―九一二)、「カミリョウ」なる投票一票(第一回写真一―九一二)、「カミリョウ」なる投票一票(第一回写真 一一四一七)があることが認められる。そして右の各票は既に判示したところと同様の理由によつて、「上条」「上條」「カミジョウ」の誤記と認めるのを相当とするから、いずれも原告と「上條愿」とに按分すべきものというべきところ、前掲申記の三の記載によれば、岩国市における開票の結果によれば、按分すべき事は一〇八票で、按分の基礎となる得票は原告が二、八四六票、上條愿が四九七元票となつていることが認められる。けれども前示判示に照せば、按分すべき票は

前記三票を加えたーーー票となり、従つて開票録記載の按分の基礎となる得票に応じて按分した結果、得票数合計は原告が二、九五五・一五八票、上條愿が四九・八四一票となり、原告の得票は前記開票録の記載よりも二・九五〇票増加となることは計数上明かである。

(四) 第一回検証の結果によれば、草津市における無効投票中には「上・」なる投票一票(第一回写真五―ニ―ニ)があることが明らかである。右は「上條」のであるを相当とすることは既に判示したところと同様の理由によつでというである。従って、また上段判示したところに照し、原告と上條原とはではまれば、草津市おける開票のである。従って、また上段判示したところに照し、原告と上條原とはの書とのでいるでは、また上段判示したところに照し、原告と上條原とはの書とのでは、方できところ、前記甲第二号証の四の記載によれば、草津市おける開票の結果、分すべき票は二五票で按分の基礎となる得票は原告が三七三票、上條原が・といるであり、按に分の結果、得票数合計は原告が三九七・〇九五票上條原が・門の書となっていることが認められるけれども、前記判示に照せば、按分専に、内書となるから、開票録の記載の接分の基礎となる得票にの当まに、日本の場所に、「本書」によれば、「本書」により、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」により、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」によれば、「本書」

第一回検証の結果によれば、大阪市 a 区における無効投票中には「上條」なる投票一票(第一回写真三五—二—二)のあることが認められる。しかして既に判示したところに照せば、右票はこれを原告と上條愿とに按分すべきものというべきところ、前掲甲第二号証の五の記載によれば大阪市 a 区における開票の結果、按分すべき票は五三票で、按分の基礎となる得票は、原告が一一六八票、上條愿が二九票であり按分の結果、得票数合計は原告が一二一九・七一五票、上條愿が三〇・二八四票となつていることが認められる。けれども、前記判示したとこのに従えば、按分すべき票は前記一票を加えた五四票となるから、右開票録記載の方式は、按分すべき票は前記一票を加えた五四票となる計は原告が一、二二〇・六九の基礎となる得票数に応じて按分した結果、得票数合計は原告が一、二二〇・六九一票、上條愿が三〇・三〇八票となり前記開票録の記載より〇、七九六票の増加となることは計数上明かである。

従つて以上(一)ないし(五)による原告の得票増加は合計四三・七九三票となる。

二、請求原因第二の二に主張する票について。

「下條愛一」。「下条愛一」。 第一回検証及び差戻後の昭和三十三年八月五日から八月十二日までの各検証(以 下第二回検証と略称する)の結果によれば「下條愛一」と記載された投票が原告主 張の票中別紙第一目録甲表の(一)記載の各選挙管理委員会(以下委員会名のみで 呼ぶ)における無効投票中にそれぞれ該当欄記載(但し(1)のうち二票、 3)のうち一票、(21)のうち一票を除く)の票数(第一回写真————3 ·六-五 四. 四-四、 . 四\_ 四 四 六、 九、 五 四、 四、 四. 四、 八 -九-五 五 -七 七、 四、  $\equiv$ 五--五 -四 四〇 四三 –八—五、四三 新甲3の3同4の 後記各市町村の調査 嘱託の結果によれば更に別紙第一目録乙表(一)記載の各市町村(但(15)及び (55) を除く) における無効投票中に該当欄記載の票数(右各市町村回答) 計一 三五票あることが認められる。更に原告主張の票中別紙第一目録甲表中(1)の二 票同(13)中の一票及び(21)中の一票はそれぞれ「<記載内容は末尾1-(12)添付>」、「<記載内容は末尾1-(13)添付>」及び「<記載内容は 末尾1-(14)添付>」と記載されているが、右の「<記載内容は末尾1-(1 5)添付>」又は「<記載内容は末尾1-(16)添付>」なる文字はなく 記載が「下條愛一」と近似しているので「下條愛一」の誤記と認めるのを相当と し、別紙第一目録乙表の(15)及び(55)は「下条愛一」と記載されているこ

とが認められる。

次に「下条愛一」と記載された投票が、原告主張の投票中、別紙第一目録甲表の 二)記載の各市町村の無効投票中に該当欄記載のとおり(第一回写真 -六—九、一—六– \_ \_ \_ ` \_ \_ \_ = \_ ` 七—- \_ \_ —六、 -—四、七 七 七 -五、 \_ΞÒ-三〇一四 四三—五 新甲9の5同9の6、同9の 合計四六票あることが認められ、別紙第一目録乙表 (二) 記載の各市町村にお ける無効投票中にそれぞれ該当欄記載の票数(右市町村回答)合計八三票あること が認められる。

ところで「下條愛一」、「下条愛一」と記載された投票の効力の判断について は、前判示のとおりの理由によつて「下條」と「下条」とは同一の氏を記載したも のということができる。(以下特別の事情のない限り、投票の効力の判断について

「條」と「条」を同一の氏としてとり扱うものとする。)

被告は右票の記載には「下条康磨」の氏が記載されているので、同候補者の立場からも、同様の理由により、単独有効投票であることを主張し得ると争うけれども、同候補者の名と右各票の下二字の「愛一」との間には類似性の認め難いことは、上記認定のとおりであるから、右の主張は右名票の記載は候補者「下条康磨」と原告の氏名混記であるとの主張とともに理由がない。

よつて右票合計三三三票は原告の有効投票として加算すべきである。

(二) (1) 第一回検証並びに後記各市町村の調査の嘱託の結果によれば (イ) 別紙第一目録甲表の(三)主張の票のうち、

「下條アイー」なる投票で岩国市における無効投票中に一票(第一回写真――― ―一〇)、

「下条アイー」なる投票で岐阜県祝坂村及び四日市市における無効投票中に各一票(第一回写真七———五、一九—四—二)計二票、

(ロ) 右甲表の(四)及び同目録乙表の(三)記載のとおり、

「下条あい一」なる投票が彦根市、草津市及び川口市における無効投票中に各一票(第一回写真四———五、五—三—二、川口市よりの嘱託回答 以下単に回答という)計三票

(ハ) 右乙表の(四)、(五)及び(六)記載のとおり、 「下條あいいち」なる投票が泉大津市における無効投票中に一票(同市回答)、 「下条あいいち」なる投票が長野県 c 村における無効投票中に一票(同村回

「下條アイイチ」なる投票が新潟県加茂市における無効投票中に一票(同市回 答)

(二) 同目録甲表の(五)記載のとおり

「下ジョウ愛ー」なる投票が岩国市における無効投票中に一票(第一回写真―― 六—八)

松本市における無効投票中に一票(第一回写真一五—一二—二)、 (木) 右乙表の(七)(八)及び(九)記載のとおり、

「下ジョウアイー」なる投票が足利市における無効投票中に一票(同市回答) 「下じようあい一」なる投票が大分県d町及び伊那市における無効投票中に各一 票(同町及び同市回答)計二票、

「下ジョウアイチ」なる投票が岐阜県関市における無効投票中に一票(同市回 答)

右甲表の(六)(七)及び(八)記載のとおり、

「シモジョ愛ー」なる投票が津市における無効投票中に一票(第一回写真一八― 四一

「シモジウアイー」なる投票が岩国市における無効投票中に一票(第一回写真一 一四—九)

「しもじうあい一」なる投票が延岡市における無効投票中に一票(第一回写真四 三—五一四)、

(ト) 右乙表の(一〇)ないし(一四)記載のとおり

「しもじよう愛一」なる投票が愛知県 e 町における無効投票中に一票(同町回

「しもじやあいー」なる投票が新潟県 f 町における無効投票中に一票(同町回

「しもじやうアイー」なる投票が新潟県g町における無効投票中に一票(同町回

「しもじようあいー」なる投票が長野県大町市における無効投票中に一票(同市

「スモジョウアイー」なる投票が秋田県h村における無効投票中に一票(同村回

右甲表の(九)ないし(一一)記載のとおり

「しもじよあいいち」なる投票が敦賀市における無効投票中に一票(第一回写真 三—四—五)

「しもじようあいち」なる投票が長野県i村における無効投票中に一票(第一回 写真一六—一—二)

「しもじうあいいち」なる投票が岩国市における無効投票中に一票(第一回写真 -一四—一〇)

右甲表の(一二)及び乙表の(一五)記載のとおり、

「しもじようあいいち」なる投票が延岡市、大阪府;町、徳島県k町及び飯田市 における無効投票中に各一票(第一回写真四三—八—六、及び各同町回答)計四

右乙表の(一六)記載のとおり

「しもじようあいいち」なる投票が長野県」村における無効投票中に一票(同村 回答).

(ル) 右甲表の(一三)ないし(一五)記載のとおり

「シモジョアイイチ」なる投票が愛媛県今治市における無効投票中に一票(第一 回写直二六—五—

「シモジョウアイイチ」なる投票が広島県三原市における無効投票中に一票(第 一回写真一七—三—

□ 「シモジョウアイチ」なる投票が松本市における無効投票中に一票(第一回写真 一五—二五—二)、

以上合計三四票がそれぞれ存在することが認められる。しかしてこれらは記載自 体からみて、いずれも「下条愛一」又は「下條愛一」に該当する氏名をかな又は漢 字交りをもつて記載し、そのうち一部は誤字、脱字又は「濁点」を忘れたものと解 するのが相当である。

よつて右三四票の投票は二の(一)において「下條愛一」「下条愛一」の票につ

いて判示したところと同様の理由によつて、原告の有効投票と認めるべきである。

第一回検証の結果及び後記各市町村の調査嘱託の結果によれば、 (2)

**(1)** 別紙第一目録甲表の(二七)記載のとおり

「下條愛二」なる投票が香川県n町における無効投票中に一票(第一回写真二五

(口) 右目録乙表の(一七)及び(一八)記載の票中

「下条愛一」なる投票が前橋市における無効投票中に一票(同市回答)

「下修受一」なる投票が岐阜県岐阜市における無効投票中に一票(同市回答)、 が存在することが認められる。

右認定の三票は、その記載自体から「下条愛一」又は「下條愛一」の誤記と認め るのを相当とするから、前述三の(一)における判示と同様(一八)の理由によ り、原告の有効投票と認めるを相当とする。

第一回検証の結果及び調査の嘱託の結果によれば、

右目録甲表の(一八)ないし(二一)記載のとおり

「下ジヤウアイキ」なる投票が福井市における無効投票中に一票(第一回写真九

「下條愛助」なる投票が岩国市における無効投票中に一票(第一回写真―――-

、 「下条愛知」なる投票が三原市における無効投票中に一票(第一回写真一七—三

一人, 「<記載内容は末尾1-(17)添付>」なる投票が松本市における無効投票中に一票(第一回写真一五—一三—二)、 (ロ) 右目録乙表の(二〇)記載のとおり、

「下条愛十」なる投票が大阪府m町における無効投票中に一票(同町回答)、 以上が存在することが認められる。

右各票のうち「<記載内容は末尾1-(17)添付>」の記載は原告の名を正記 しているけれども、上二字はその記載自体からは「下條」の記載とは認められず、 強いて読めば「下澤」と読む以外なく、全体として原告の氏名に類似していると認めることはできない。その他の各票は、氏と認め得る部位は「しもじよう」と読み得るけれども、下二字又は「アイキ」は原告の名とは異り、従つて全体として原告の氏名「上条愛一」と比較してみても、原告の氏名の誤記又は誤称と認め得る近似 性はないと認めるを相当とする。したがつて、右各票記載のような候補者が本件選 挙には存在しないけれども、尚原告の為の投票と認めることはできない。

第一回検証の結果及び後記各市町村の調査嘱託の結果によれば

**(1)** 右目録甲表の(一六)、(二三)、(二五)、(二六)、(二八)各記 載のとおり、

「下城愛一」なる投票が岩国市及び延岡市における無効投票中に各一票(第一回 写真——一四—三、四三—五—三)合計二票、

「下・篠愛一」なる投票が岩岡市における無効投票中に一票(第一回写真――四

-/、 「下・愛一」なる投票が岩岡市における無効投票中に一票(第一回写真―――-三)

「下・愛一」なる投票が香川県n町における無効投票中に一票(第一回写真二五 -三)

「<記載内容は末尾1-(18)添付>」なる投票が市川市における無効投票中に一票(第一回写真二七—二一二)、 (ロ) 右甲表の(二二)、(二四)、及び同乙表の(二一)、(二二)記載の

「下篠愛一」なる投票が岩国市、愛知県e町外九市町村における無効投票 とおり、 中に合計一三票(第一回写真一—六—四及び右乙表(二一)記載の各市町村回答)

「下修愛一」なる投票が岩国市防府市、滋賀県V町、富山市、柳津市及び愛知県 e 町における無効投票中に合計六票(第一回写真――――三、二—五—二、右乙 表の(二二)記載の各市町回答)

(11)右乙表の(一九)記載のとおり

「下候愛一」なる投票が兵庫県o町、愛知県e町に各一票(右各町回答)合計二

右甲表(一七)に主張の票が

「下茶愛一」なる投票で三重県四日市市における無効投票中に一票(第一回写真 −九—五—二)、 それぞれ存在することを認めることができる。

右票のうち「下城愛一」は発音上「しもじようあいいち」と読み得るので、 「城」は「條」の当字と解するのを相当とし、その余の各票の上二字はいずれも記 載全体からみて「下條愛一」又は「下条愛一」の誤記と認めるのを相当とする。

よつて右合計二八票は前述二の (一) における「下條愛一」「下条愛一」の投票 についての判示と同様の理由により、原告の有効投票と解すべきである。

- (三) (1) 第一、二回検証の結果及び後記各市町村の調査嘱託の結果によれば、
  - (イ) 別紙第二目録甲表の(一)及び乙表の(一)記載(但し甲表(一)の(8)中一票を除く)のとおり、

「北條愛一」なる投票が防府市、及び大阪市東淀川区外二七市、町、村、区における無効投票中に合計三七票(第一回写真二—四—二、三—六—三、二〇—一—二、二二—三—二、二九——二、三〇—五—二、三一—一三、四〇—五—四、四三—五—六、四三—九—三、四三—九—四、四三—九—五、四三—九—六、新甲1の5、同1の8、右乙表(一)の各市町村回答)、

「北条愛一」なる投票が千葉県市川市、滋賀県大津市外一〇市、町、村、区における無効投票中に合計一二票(第一回写真二七—四—三、四三—五—五、新甲3の2、同3の4、右乙表(二)の各市町村回答)、

(ロ) 右甲表の(一)の(8)に主張する票中一票が

「北條愛一」なる投票が倉敷市における無効投票中に一票(第一回写真四〇—五 —五)、

が存在することが認められる。

右(口)の票は、その記載自体からみて、「北條愛一」の誤記と認めるのを相当するから、右各票は「北條愛一」又は「北条愛一」と記載された票として、その効力を判断するを相当とする。

本件選挙において、「北条雋八」なる候補者の存在することは原告も認めている ところである。

そして右各票の記載の上二字が右候補者の氏「北条」に一致することは、前述二の(一)の「下條愛一」なる投票の場合と同様である。

しかし、右各票の記載を原告の氏名と対照してみると、上の一字「北」と「上」が異ること、全体としてみた場合著しく原告の氏名「上条愛一」に類似していること、「北条雋八」との対照においては、その下二字が著しく類似性を欠いて、上二字の一致にかかわらず全体としての近似性が少ないことが認められ、右の諸事実を此彼考慮すれば、前記「下條愛一」の投票の場合と同様の理由によつて右の各票は原告の名を誤称して、上の一字を間違へた原告に対する有効投票と解するのが相当である。

- (2) 第一回検証及び後記市、町の調査嘱託の結果によれば、
- (イ) 同目録甲表の(三)ないし(六)、同目録乙表の(三)、(四)及び (六)記載のとおり、
- 「北條アイー」なる投票が岡崎市における無効投票中に一票(第一回写真二二— 三—三)、
- 「ほうじようあいー」なる投票が延岡市における無効投票中に一票(第一回写真四三—九—八)、
- 「きたじようあいいち」なる投票が延岡市における無効投票中に一票(第一回写真四三—一〇—四)、
- 「ほうじようあいいち」なる投票が岡山市、徳島県s町及び伊那市における無効投票中に合計三票(第一回写真三九—二—二、及び乙表(三)の各市町回答)、「北じようあいいち」なる投票が高知市における無効投票中に一票(同市回

ログ、 「ホウジョウアイー」なる投票が福井県m1町における無効投票中に一票(同町 回答)、

(ロ) 同目録甲表の(七)ないし(一二)及び同乙表の(五)、(七)、 (八)記載のとおり、「北愛一」「北条愛一」なる投票が岩国市における無効投票中に各一票(第一回写真——四—三、——四—二)

「く記載内容は末尾1-(19)添付>」なる投票が彦根市における無効投票中に一票(第一回写真四———四)、

─「北・愛一」なる投票が鯖江市における無効投票中に一票(第一回写真一〇—一 —二)、

「北條受一」なる投票が倉敷市及び延岡市における無効投票中に各一票合計二票

(第一回写真四〇—四—二、四三—九—一〇)、 「北条・一」なる投票が延岡市における無効投票中に一票(第一回写真四三—九 -九)

「ほうじよあいち」なる投票が児島市における無効投票中に一票(同市回答)、

「北篠愛一」なる投票が大津市における無効投票中に一票(同市回答)

「北修愛一」なる投票が福岡県n1町における無効投票中に一票(同町回答)

がそれぞれ存在することが認められる。右(イ)記載の各票は、いずれも、「北 條愛一」をかな又は漢字混りをもつて明記してあり右(ロ)記載の各票は、その記 載を全体としてみれば、いずれも、「北條愛一」と記載すべきところを、誤字をも つて記載し、又は字を落したものと認めるを相当とする。

したがつて、右(イ)(ロ)各票は「北條愛一」又は「北条愛一」と記載した票 について判示した理由と同様の理由によつて原告に対する投票の意思をもつて記載 した票と認めるべきであるから、右合計一八票は原告の有効投票として加算すべき である。

第一、二回検証の結果及び後記各市、町、村の各調査嘱託の結 (四) 果によれば、

**(1)** 別紙第二目録甲表の(一三)(延岡市の一票を除く) 八)及び同目録乙表の(九)、(一〇)(立川市の一票を除く) (一六) 記載のとおり、

「中条愛一」なる投票が岩国市及び静岡県w村における無効投票中に各一票計二 票(第一回写真、————五、w村回答)

「中條愛一」なる投票が岡山県×町及び島根県y町に各一票合計二票、 回答)

「西条愛一」なる投票が防府市に、「西條愛一」なる投票が滋賀県a1町及び大 津市における各無効投票中に各一票計三票(第一回写真二—五—三、大津市及び a 1町回答)

「川条愛一」なる投票が茨木県b1町における無効投票中に一票(同町回答) 「三条愛一」なる投票が大分県f1町、「三條愛一」なる投票が福岡県c1町、 山形県 d 1 町及び鹿児島県 e 1 町における各無効投票中に各一票計四票(右各町回

「一条愛一」なる投票が足利市における無効投票中に一票(同市回答) 「山条愛一」なる投票が京都市g1区における無効投票中に一票(新甲1の

同目録甲表(一三)中延岡市の一票及び同表の(一五)同目録乙表の  $(\square)$ (一〇) 中立川市の一票及び同表の(二) において原告主張の票 が、それぞれ「中條愛一」「川條愛一」「中条愛一」「中條愛一」と記載され、そ れぞれ当該市町における無効投票中に各一票計四票(第一回写真四三—七—三、 九—三—一一立川市及びz町回答)が、それぞれ存在することが認められる。

右各票の上の一字はいずれも原告の氏の上の一字と異るけれども、全体としてみれば原告の氏名「上条愛一」に近似し、(「中條愛一」の「條」は「條」の誤記と 認めるべきことは前段で判示した)その上、「中条」「西条」「川条」「三条」 「一条」、「山条」なる氏の候補者は、本件選挙には、存在しないことが認められ るから、右各票合計一八票は原告の有効得票と認めるべきである。

(2) 第一、二回検証の結果によれば、 (イ) 同目録甲表の(一六)、及び(二四)記載のとおり、 「三条アイイチ」「さいじようあいいち」なる投票が延岡市における無効投票中 に各一票合計二票、(第一回写真四三—九—一二 、四三—八—八)、

同甲表の(一九)、(二〇)記載のとおり (**口**)

「さんじよあいいち」「さんじよあい一ち」なる投票が延岡における無効投票中 に各一票合計二票(第一回写真四三—三—三、四三—六—二)、 (八) 同甲表の(二一)記載のとおり

「さんじようおいー」なる投票が愛媛県 h 1 町における無効投票中に一票(新甲 804)

(二) 同甲表の(二二)、(二三)記載のとおり 「サイジョアイソ」、「さんじよえいー」なる投票が、愛媛県 h 1 町、静岡県 i 1町に各一票計二票(新甲8の3、第一回写真二四———二)、 がそれぞれ存在することが認められる。

右票のうち(ロ)及び(ハ)の各票は、いずれも、「さんじようあいいち」の誤

記であることはその記載自体から認められるところである。したがつて、右 (イ)、(ロ)、(ハ)の各票は、かな又は漢字混りで、「三条愛一」又は「西条 愛一」と記載したものであり、前段判示と同様の理由により、原告の有効得票と認 めるべきである。

右(二)の各票「サイジョアイソ」「さんじよえい一」は、その記載内容が原告の氏名「上条愛一」とは氏名とも類似性なく、全体としてみても、「上条愛一」の記載又はその誤記、誤称と認めることは困難であり、本件選挙には他に「石川栄一」なる候補者もあることを合せ考えれば、原告の有効得票と認めることはできない。

よつて右各票のうち、(イ) (ロ) (ハ) の合計五票のみを原告の有効得票として加算すべきである。

被告は同目録甲表(一七)において延岡市「さんじようあいしち」(第一回写真四九—八—八)が存在すると主張するけれども、右票の記載は「さいじようあいいち」であり同目録甲表(二四)において主張した(前示(イ)摘示)票と同一であることが、原告の主張並びに第一回検証の結果明らかであるから右票についての原告の主張は理由がない。

(五) 第一、二回検証の結果並びに後記各市町村の調査嘱託の結果によれば、 (1) 別紙第三目録甲表の(六)、(八)、(九)、(一〇)同目録乙表の (五)記載のとおり、

「川上愛一」なる投票が岩国市、福岡県 c 1 町外二三市町における無効 **(1)** 投票中に合計四九票(第一回写其--—一二—三、一—一四— -\_\_二、四—<u>—</u> -\_ 三、四—-七 -四、 .<u>=</u>. -五、--**=**-一九-Ξ--五、一九-二六—四 四、二四-三〇 、四· 四一一四一三 四三 0-新甲9の3 三九——— 同9の4、同9の12、同9の13同9の16、及び右乙表(五)各記載市町回

(ロ) 「川上あい一」、「川上あい一ち」なる各投票が、松阪市及び三重県 o 1町における無効投票中各一票計二票(第一回写真三〇———三、三二——— 三)、

(ハ) 「川上あいち」なる投票が四日市市における無効投票中に二票(第一回 写真一九—三—一〇、一九—三—一二)、

(2) 右甲表の(七)記載の原告主張の票が、「河上受一」なる投票で岩国市における無効投票中に一票(第一回写真——八—二)、がそれぞれ存在することが認められる。

右(1)(イ)、(ロ)の各票の記載上二字を除けば原告の「愛一」と一致するけれども、上二字が原告の氏「上条」とは全く異り、しかも全体として比照してみると類似が稀簿で、名が一致するとしても、直ちに原告の氏名を誤記又は誤称したと認め難いのみならず、本件選挙に際しては、「川上嘉」なる候補者が存在していること(原告もこの事実を認めている)を合せ考えるときは、右各票の上二字の「川上」が同候補の氏を記載したものでないともいえず、原告と右候補者のいずれの氏名を記載したものか判然としない場合に該当し、二名の候補者の氏名を混記したか又は候補者以外の者の氏名を記載した無効の投票と認めるのが相当である。

右(1)の(ハ)の票は、記載自体及び前示認定のとおり、「川上あいいち」なる投票の存在することを考えれば、「川上あいいち」の誤記であると認め得るけれども、既に「川上愛一」なる投票が、原告の有効投票と認め難いこと右判示のとおりである以上、これまた原告の有効投票とは認め難いものである。

りである以上、これまた原告の有効投票とは認め難いものである。 更に右(2)記載の票は、その記載からしても「河上愛一」の誤記であると認め にくいばかりではなく、仮りに「河上愛一」の記載と認め得るとしても、前段判示 と同様の理由によつて、原告の有効投票であるとはなし難いものである。

(3) 右甲表の(一)ないし(五)及び(十一)同乙表の(一)ないし(四) 記載のとおり、

がイン 「下上愛一」なる投票が市川市、観音寺市及び徳島県 j 1 町における無効投票中に各一票(第一回写真二七—二、四一—二—三、及び j 1 町回答)計三票、

「上愛一」なる投票が宇治市及び岡山県k1町における無効投票中に各一票計二 票(第一回写真三四———二及び右 k 1 町回答)

「上下愛一」なる投票が、岩国市及び今治市における無効投票中に各一 (口)

票(第一回写真——一三—二、二六—四三)計二票、

「山下愛一」なる投票が岩国市及び尼崎市、「平上愛一」なる投票が愛知県e 町、「雨宮愛一」なる投票が京都市 | 1区、「小野愛一」なる投票が京都市 p 1 区、にそれぞれにおける無効投票中に各一票計五票(第一回写真一—五—二、新甲 1の6同2の6、及びe町尼崎市回答)、 がそれぞれ存在することが認められる。

右(イ)の「下上愛一」は読み方によつては「しもじようあいいち」と読み得る し、「上愛一」は、記載自体から「上條愛一」の「條」を遺脱したものと認め得るので、前者は前述二の(一)における「下條愛一」、「下条愛一」の票に対する判示と同様の理由により、後者は「上条愛一」の投票として、いずれも、原告の有効 示と同様の理由により、後有は「工業愛一」の投票として、いりれも、原告の有効 得票と認めるのが相当である。右(ロ)の各票は、下二字においては、原告の名に 一致するけれども、上二字は原告の氏「上条」と著しく異り、氏名全体としても類 似性を欠くばかりではなく、殊に、「小野愛一」については、本件選挙につき「小 野義夫」「小野市太郎」なる候補者の存在することが認められることを合せ考えれ ば、原告に対する投票の意思をもつて記載した投票とは認め難く、結局原告に対す る有効投票として加算し難いものである。

第一、二回検証の結果及び後記市、町の各調査嘱託の結果によれば別紙 (六) 第四目録乙表の(十三)ないし(十六)同甲表の(二六)ないし(三一)記載のと

おり、

**(1)** 「愛一」なる投票が長野県大町市における無効投票中に一票(同市回 答)

「あいいち」なる投票が大分県d町における無効投票中に一票(同町回答) 「あいち」なる投票が徳島市、福井県41町、山梨県r1町、静岡県s1町にお ける無効投票中に各一票(右各市町回答)合計四票、

「アイチ」なる投票が愛媛県t1町における無効投票中に二票(同町回答)、 「あー」なる投票が倉敷市における無効投票中に一票(第一回写真四〇—-

「アー」なる投票が京都市!1区における無効投票中に一票(新甲1の2) (ロ) 「・一」なる投票が静岡県 i 1 町における無効投票中に一票(第一回写 真二四—五—二)

「受一」なる投票が岩国市における無効投票中に一票(第一回写真――七―

「マへ」なる投票が福岡市における無効投票中に一票 (新甲4の6)

「愛一郎」なる投票が松山市における無効投票中に一票、西条市における無効投票中に二票(新甲7の10、同9の9、同9の10)合計三票、 が存在することが認められる。

右(イ)摘示の名票の内には「い」の字を落しているものもあつて、その記載は 明確を欠くきらいがないとはいえないけれども、「愛一」の読みについて「い」の 字を一字記載すれば、次の「い」の字を重ねる必要がないと思うものもないとは、 いえないから、右各票の記載は記載自体から「愛一」「あいいち」に対する投票を 意としていると解するを相当とする。右の事実と、本件選挙において、「愛一」又は「あいいち」なる氏又は名を有する候補者及び「あいち」に類似した名を有する候補者は原告以外には存在しないことを認めることができることを合せ考えれば右一〇票は原告に投票した票と認めるのを相当とするから、原告の有効投票といわな ければならない。

右(ロ)摘示の「・一」「マヘ」なる票は、いずれも票の記載からは「愛一 「アー」と記載しようとしたものとは認め難く、又「受一」、「愛一郎」の各票は全く、原告の名「愛一」とは異る名を構成してしまつており、原告提出の全証拠をもつてしても右が原告の名「愛一」の誤記又は誤称であると認めることはできなる。 い。殊に選挙においては、本来氏名を記載すべきもので、氏名の誤記その他も後記 「大西」の票についての説示と同様に、氏名を標準として定めることが原則である ことを考えれば右(ロ)の各票は、その記載に一致又は類似の氏名を有する候補者 の存在しないことが認められるから候補者以外の氏名を記載した無効の投票と認め るのを相当とする。

- 回検証の結果及び後記市町村の各調査嘱託の結果によれば、

- (1) 別紙第四目録甲表の(一)ないし(九)同目録乙表の(一)ないし(五)記載のとおり、(イ)「上條重一」「上条重一」なる投票が岩国市及び福井県武生市における無効投票中に各一票(第一回写真——二—二、武生市回答)合計二票、
- 「上條友一」なる投票が岩国市における無効投票中に一票(第一回写真 ー―ーニーニ)、 (ハ) 「上條一」、「上条一」なる投票が、松本市、敦賀 市、滋賀県 u 1 町及び長野県 v 1 町における無効投票中に各一票(第一回写真一五 ―ニ九―ニ、三―四―三、u 1 町及び v 1 町回答)計四票、 (ニ) 「上條信 一」なる投票が草津市及び松本市の無効投票中に各一票(第一回写真五―――三、 一五―一四―二)合計二票、
- (ホ) 「上條要一」なる投票が松本市における無効投票中に一票(第一回写真 一五—二〇—三)、
- (へ) 「上條安一」なる投票が松本市における無効投票中に二票(第一回写真 一五—二〇—二、一五—二二—五)、
- ーー・ 「上條真一」なる投票が松木市における無効投票中に一票(第一回写真 一五—二四—二)、
- (チ) 「上條正一」なる投票が松本市における無効投票中に一票(第一回写真 一五—二六—二)、
- (リ) 「上条敬一」なる投票が倉敷市における無効投票中に一票(第一回写真四〇一六一三)、 (ヌ) 「上條愛市」なる投票が香川県w1町における無効投票中に一票(同町回答)、
- (ル) 「上條アい一」なる投票が大分市における無効投票中に一票(同市回答)、
- (2) 右甲表の(一〇)ないし(二五)、同乙表の(六)ないし(一二)記載のとおり、
- (イ) 「カミジョウイイケ」なる投票として原告主張の票は「カミジョウアイチ」と読み得る票で松本市における無効投票中に一票(第一回写真一五—四— 二)、
- (ロ) 「カミジオアイチ」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新甲6の7)、
- (ハ) 「アイジョウアイイチ」なる投票が宮崎県 y 1 町における無効投票中に 一票(同町回答)、
- (二) 「紙上愛一郎」なる投票が栃木県 b 2 町における無効投票中に一票(同町回答)、
- (ホ) 「かみしうあい」なる投票が長崎県z1町における無効投票中に一票(同町回答)、
- (へ) 「ウエジョウ受一」なる投票が福井県 a 2 町における無効投票中に一票 (同町回答)、
- (ト) 「上条栗一郎」なる投票が市川市における無効投票中に一票(第一回写真二七—三—三)、
- (チ) 「かみじよとおいいう」なる投票が松本市における無効投票中に一票 (第一回写真一五—三〇—二)、
- (リ) 「上修かん一」なる投票が松本市における無効投票中に一票(第一回写真一五—一〇—二)、
- (ヌ) 「かみじようかんいち」なる投票が松本市における無効投票中に一票 (第一回写真一五—二三—四)
- (ル) 「かみ上けんーち」なる投票が延岡市における無効投票中に一票(第一回写真四三—七—二)、
- (オ) 「「カミジョーマサー」なる投票が延岡市における無効投票中に一票 (第一回写真四三—八—三)、
- 、(ワ) 「かみじう栄一」なる投票が松木市における無効投票中に一票(第一回 写真一五—一五—二)
- (カ) 「かみじよういいち」なる投票が伊勢市における無効投票中に一票(第一回写真二九———三)、
- (ヨ) 「カミジユエイー」なる投票が観音寺市における無効投票中に一票(第 一回写真四――二―二)、
- (タ) 「カミヂヨイチ」なる投票が長野県城村における無効投票中に一票(同村回答)、

- 「上じようふいいち」なる投票が松山市における無効投票中に一票(新 (レ) 甲7の4)
- 「かみじよーよいち」なる投票が江津市の無効投票中に一票(同市回 (ソ)
- (ツ) 「かみじようしゆんー」なる投票が大牟田市における無効投票中に一票 (同市回答)
- 「上條しゆんいち」なる投票が岩国市における無効投票中に一票(第一 (ネ) 回写真: <u>—</u>
- (ナ) 一回写真
- 「あいじよういいち」なる投票が愛媛県 h 1 町における無効投票中に一 (ラ) 票(新甲8の2)
- 「上下綾一」なる投票が松阪市における無効投票中に一票(第一回写真 (ム) 三〇一三一三)、がそれぞれ存在することが認められる。右(1)の票中(ヌ)及び(ル)はいずれも「上条あいいち」と読み得るので(右(ヌ)票は投票箱を間違 えているが、この点は後記(十)における説示のとおり投票の効力に関係ないもの と認められる)原告の有効得票となすべきことは明らかであり、右(2)の(イ)ないし(ト)の記載はいずれも発音上全体的に原告の氏名「かみじょうあいいち」 に近似し、特に反対の事情の認められない本件では、原告に対する投票を意思した 票であると認めるのが相当である。
- 右(2)の(チ)の票の記載について、原告は「かみしようあいいち」と読み得 るものと主張するけれども、右票の記載は字体が不明確で原告主張のとおりに読み 得るとなすのは困難である。
- (1)及び(2)のその他の各票は、原告の氏「上条」を正記し、又は類似の発 音の記載はあるけれども、いずれもその名は原告の名と近似性に乏しく、全体とし て原告の氏名の誤記又は誤称とは認め難いのみならず、本件選挙においては「田中 一」、「問庭信一」「近藤昌一」「北条雋八」「岡田修一」「石川栄一」等の候補 者があることが認められるからその事実を合せ考えれば、いずれも原告に対する投 票の意思が判然としている投票とは認めることはできない。 よつて前示九票は原告の有効得票に加算すべきものとし、その他の投票について
- の原告の有効投票との原告の主張は採用できない。
- (八) 第一回検証の結果によれば、別紙第四目録甲表の(三二)ないし(四 一) 記載のとおり、 「上愛」なる投票が敦賀市における無効投票中に一 **(1)** 票(第一回写真三—五—二)
- 「條上」なる投票が松本市における無効投票中に一票(第一回写真一五  $(\square)$ -五—三)、
- 「愛修」なる投票が鯖江市における無効投票中に「票(第一回写真一〇 (11)
- 「愛條」なる投票が、鈴鹿市、延岡市における無効投票中に各一票(第 一回写真三 一—四—二、四三—一〇—五)合計二票、
- 「愛上」なる投票が彦根市、津市における無効投票中に各一票(第一回 -四、一八—三—二)合計二票、 (木) 写真四-
- 「アイ上」なる投票が香川県n町における無効投票中に一票(第一回写 **(^**) 真二五-四)
- 「あいじょう」なる投票が貝塚市、倉敷市、延岡市における無効投票中 (h) に各一票(第一回写真三七—一二、四〇—五—三、四三—八—二)合計三票、 (チ) 「あいしよ―」なる投票が今治市における無効投票中に一票(第一回写
- 二六-「アイジョー」なる投票が倉敷市における無効投票中に一票(第一回写 (リ) **\_**\_)' 真四〇—五-
- 「アイジョーー」なる投票が延岡市における無効投票中に一票(第一回 (ヌ) 一〇—六) 写真四三

が存在することが認められる。

右(イ)の「上愛」なる票には「上愛」の文字の下に「く記載内容は末尾1-(20)添付>」なるものが記載されていて、なんという文字を書いたものか判読 できず、結局記号又は符号を記載したものという外はないが、候補者の職業、身分 住所又は敬称の類を記入したものではないことが明らかであるから、法第六十八条 第五号にいう他事記載と認めるべきであり、右票は無効とすべきである。

(ロ)は原告の氏名「上条愛一」の一部分を表示したものとは認め難く、したがつて、原告主張のように、原告の氏名の略記であると認め難い。仮りに右が「上條」を逆に記載したものと解してその効力の判断につき「上條」なる投票と同様に認め得るとしても、同票は第二の一において既述した「上條」なる投票と同様、原告と候補者上條愿とで按分すべき票となるのであるが原告は松本市(第一開票所)における右按分の基礎となるべき得票数を示して、按分の基礎を主張しないから、右票は結局原告のため一票として加算することはできない。

よって右各票についての原告の主張は理由がない。

(九) 第二回検証の結果によれば、

「かみじょうあいいち」なる投票が別紙第四目録甲表(四二)のとおり京都市 I 区の無効投票中に一票(新甲2の1)あることが認められ、且つ右の投票用紙の下部の一部が破損していることが認められる。しかし右投票は原告の氏名を仮名で明記しており、又右の破損部分は投票用紙の下辺の中央を横約七糎、縦約一糎の広さで切損されているに過ぎず、用紙の記載事項の部分は明瞭に残つているので、制規の投票用紙であることを認める支障とならず、又右切損が投票者において、記号又は符合の意味において破棄したものと認めるにたる証拠はないから、原告の有効投票と認めるべきである。

(十) 後記市町村の各調査嘱託の結果によれば、右目録乙表(一七)及び(一八)のとおり

(イ) 「上条愛一」なる投票で、全国区の投票用紙を用いながら地方区の投票 箱に投入した票が、大分市における無効投票中に一票(同市回答)、愛知県 c 2 町 における無効投票中に一票(同町回答)、愛知県 d 2 村における無効投票中に一票 (同村回答)合計四票。

(同村回答)合計四票、 (ロ) 「かみじようあいち」なる投票で前同様地方区の投票箱に投入した票が、静岡県w村における無効投票中に一票(同村回答)、

合計五票が存在することが認められる。

は誤つて、投票箱を取り違えたものと認めて有効票と解すべきある。

第三、本件選挙の選挙会において、決定された原告の得票二四〇、六一七・八九五票が有効であることについて被告は争わない。ところで原告は上来認定のように更に按分票の得票四三票七九三単独有効得票が五一九票あるので結局原告の有効得票は二四一、一八〇・六八八票となる。

第四、被告主張の投票の効力について判断する。

一、 (一) 後記市町村の各調査嘱託の結果によれば別紙第五目録乙表 (一) 記載のうち、

「小西英雄」なる投票が、無効投票中、滝川市、箕面市、中津市、愛知県 d 2村、福島県 e 2町、山梨市、兵庫県 f 2町に各一票、岡山県 g 2村に二票、広島県 h 2町に三五票、(右各市、町回答)が存在することが認められる。

| ところが右結果によれば更に次のことが認められる。すなわち、右各票のうち滝川市における一票は、「小西英雄」記載の下に「,」、候補者氏名欄の外右下に「e」たる記号があり、箕面市 d 2村及び e 2町における一票は全国区の投票用紙を用いて、地方区の投票箱に投入したもの、更に中津市における一票は「<記載内容は末尾1ー(21)添付>」と記載したもの、(4)、(5)の奥津市及びh2町の合計三七票は他事の記載があるもの、(但しその位置態容は不明)、(8)の町の一票は「、」なる他事記載があるもの(但しその位置不明)、(8)の f 2町の一票は「<記載内容は末尾1ー(22)添付>」なる記載が候補者氏名であることを認められる。 (二) 右のうち、(2)及び(7)(8)の票の投入箱を誤つた三票については、特段の事情を認めるべき証左はな告の有効得票と認めるべきである。

- (3)の中津市における投票は被告の氏名の外「後藤」なる記載があり、本件選挙の候補者中には、同名のものが存在することは認められないので、二名以上の候補者の併記とはいい得ないけれども、職業、身分、住所、敬称の類でない他事を記載したものと解すべきであるから法第六十八条第五号に該当して無効なもりといわなければならない。
- (4) (5) のg 2村、h 2町の各票の他事記載は、その態容、紙面上の位置が、(7) の山梨市の他事記載の票は、記載の位置につき、更に(8) の f 2町の他事記載の票は、その位置態容について、いづれも被告提出り全証拠を、もつてしても(被告の昭和三十三年九月二十五日付証拠申請による取寄申請は、時機に遅れたものとして同年十月七日に却下された)これを認めることを得ないから、右各票を有効と主張する被告の主張を認容することはできない。

よつて右各票中(2)の箕面市及び(7)のd2村及び(8)のe2町における各一票はこれを被告の有効投票として加算すべく、その余の票についての被告の主張は理由がない。

が告は福井県 i 2町の無効投票中に「小西英雄」なる投票があると主張するけれ ども、被告提出の全資料をもつてしてもこれを認め得る証拠はない。

二、(一) 第二回検証の結果及び後記市町村の各調査嘱託の結果によれば、 (イ)別紙第五目録甲表の(二)、同乙表の(二)ないし(六)記載のとおり 「小西英男」なる投票が、広島県 h 2 町における無効投票中に一票(同町回 答)、(但し位置態容不明の他事記載のあるもの)

「小西英夫」なる投票が右 h 2 町及び福岡県 j 2 町における無効投票中に各一票合計二票(右各町回答)(但し h 2 町の票は前同様の他事記載のあるもの)、

「小西秀雄」なる投票が愛媛県 k 2 町、高宮市、美濃加茂市、岐阜県 I 2 村、伊那市及び広島県 h 2 町における無効投票中に合計八票(右各市、町、村回答)(但し右市を除く票は前同様の他事記載のあるもの)、

「小西秀男」なる投票が新居浜市、福岡市、宮城県m2町、熊本県n2町、中野市、笠岡市、山形市、行橋市における無効投票中に合計五〇票(新乙6の21、同6の23ないし26、同6の27ないし39、同6の41ないし46、同6の50ないし58、同6の67、同6の68、同6の71、同6の72、同6の73、同6の81、及び同4の27、同4の29及びm2町以下乙表右記載の各市町回答)、

「小西秀夫」なる投票が笠岡市における無効投票中に一票(同市回答)、 が存在することが認められる。(被告は「小西英男」なる投票が新居浜市に一票 あると主張するけれども、「小西笑男」なる記載の投票(新乙6の64)一票の存 在は認め得るが、これは、「小西英男」の記載とは到底認め難くその他被告の右主 張を認め得る証拠はない。)

(ロ) 更に右目銀甲表の(三)、(四)、同乙表の(七)ないし(一〇)記載の とおり

「小西ヒデ男」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6―7

/ 「小西ひでお」「小西ひでを」なる投票が京都市 o 2 区、及び島根県 p 2 町に各一票(新乙 2 の 1 7 、 p 2 町回答)計二票、但し p 2 町の一票は全国区の投票用紙で地方区の投票箱に投入したもの、

「こにしヒテを」なる投票が広島県h2町にお 「こにしひでお」「コニシヒデオ」 ける無効投票中に各一票(同町回答)計三票、(いずれも前同様の他事記載のある もの)が存在することが認められる。

右(イ)の各票の下二字はいずれも被告「小西英雄」の名と字を異にしているけ 石(イ)の各票の下二字はいすれも被告「小西英雄」の名と字を異にしているけれども、その発音は「こにしひでお」であつて、被告の氏名の発音に一致する。右(ロ)の各票は、かな又は漢字混りであるけれども、いずれも、右と同様被告の氏名とその発音が一致する。右「小西ひでお」の票の右肩に「全をく」の記載があるけれども、右は「全国区」の誤記と認めるのを相当とし、それは候補者の一種の身分を示すものと解されるから、無効となすべき他事記載とは解し難いものである。 又投票箱を誤つたp2町の一票も、この点については既述のものと同様の理由によって投票の効力を害さぬものと認めるのが相当である。

本件選挙においては他に「占部秀男」なる候補者のあることを認められるけれど も、右各票記載の上二字の漢字(又はこれに相当するかな)は、「小西」「こに し」であつて右「占部秀男」の氏とは甚しく異つており、氏名全部を一体としてみるときは、既述と同様の理由によつて無効と認めるべき他事記載のある h 2 町、 l 2 村及び k 2 町の票一〇票を除いて前述第二の二の(一)において説示したところ と同様の理由によつて、右差引合計五八票は被告の有効投票と認めるべきである。

第二回検証の結果及び、後記市町村の各調査嘱託の結果によれば

右甲表の(五)ないし(七)記載のとおり

「小西秀」「小西秀一」なる投票が新居浜市における無効投票中に各一票(新乙6の78、同6の62)合計二票、 「コニビテオ」、なる投票が松山市における無効投票中に一票(新乙7の4

5)

 $(\square)$ 右乙表の(二)記載のとおり

「こにしひで」なる投票が北海道 g 2 村における無効投票中に一票(同村回答) が存在することが認められる。

右(イ)(ロ)の各票は、いづれもその記載は被告の氏名を完全に記してはいな いけれども、その記載自体からすればよういに被告の氏名「小西英雄」が想起で き、他に、その記載又はその記載に類似するような候補者は本件選挙に存在することは認め難いから、被告に対して投票する意思で、誤字、脱字又は誤称をなした投票と認めるのが相当であり、被告に対する有効票と解さなければならない。

第二回検証の結果及び、後記市の調査嘱託の結果によれば、同目録甲表 (三)

の(八)ないし(一〇)、同目録乙表の

(三)記載のとおり、 (1) 「小西春雄」なる投票が福岡市における無効投票中に一〇票(新乙4の 10ないし13、同4の16、同4の17、同4の19、同4の32、同4の3 3、同4の35)、大牟田市における無効投票中に一票、\_\_\_\_

「小西はるを」なる投票が福岡市における無効投票中に二票(新乙4の (口) 15、同4の27)

「小西ハルヲ」なる投票が同市に同様一票(新乙4の8)、

が、それぞれ存在することが認められる。

〈要旨第二〉右各票の記載は被告「小西英雄」の氏名と類似性があるけれども、成 立に争のない甲第九号証によく使旨第二分れば、本件選挙施行当時、福岡市においては、福岡市長として「小西春雄」なる実在人があつたことが認められる。

そして、右各東中大牟田市における一票を除いた、その余はすべて福岡市におけ る投票であり、しかも、正確に右市長「小西春雄」の漢字書き又はかな書きに一致 する。したがつて、大牟田市における一票を除いたその余の票は、福岡市長「小西 春雄」に対する投票と認めるを相当とするから、候補者以外の者に対する投票とし て無効のものと解するのを相当とする。

しかしながら、大牟田市における右一票は、特段の事由の認め難い本件において

は、その選挙人が大牟田市に住居するものであるから福岡市長「小西春雄」の存在 を知つていたものとは認め難いから、記載全体の近似性から、これを被告に対する 投票が誤称されたものと解するのを相当とする。よつて右一票は被告の有効投票と して加算すべきである。

(四) 第二回検証の結果並びに後記市、町、村の各調査嘱託の結果によれば、同目録甲表(二)ないし(四〇)、及び同乙表の(一三)ないし(二二)記載のとおり

(イ) 「小西正雄」「小西正男」「こにしまさを」なる投票が福岡市における無効投票中に各一票(新乙4の28、同4の30、同4の6)、

(ロ) 「小西正夫」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6の15)、

(ハ) 「小西幸男」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6の 15)、

(二) 「小西タカヲ」なる投票が福岡市における無効投票中に一票(新乙4の42)、

(ホ) 「小西秀次郎」なる投票が京都市 r 2区、同 s 2区における無効投票中に各一票(新乙3の25、同3の27)、

(へ) 「小西恭」、「小西恭一」なる投票が京都市 t 2区における無効投票中に各一票(新乙2の11、同2の9)、

(ト) 「小西恭次郎」なる投票が京都市 t 2区、同 r 2区における無効投票中に各一票(新乙2の13、同3の24)、

(チ) 「小西健一」なる投票が松山市における無効投票中に七票(新乙7の1、同7の12、同7の24、同7の25、同7の46、同7の47、同7の33)、「小西ケン一」なる投票が同市における無効投票中に三票(新乙7の39、同7の55、同7の40(但し7の40は「小西けん一」と記載があるが右は主張の誤記と認める)、「小西健三」なる投票が同市における無効投票中に二票(新乙7の11、同7の28)、「こにしケンジ」なる投票が同市における無効投票中に一票(新乙7の35)、「小西健市」なる投票が同市における無効投票中に一票(新乙7の32)、

(リ) 「小西よしを」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6の74)、

(ル) 「小西秀逸」なる投票が松山市における無効投票中に一票(新乙7の20)、

(オ) 「小西房吉」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6の14)、

(ワ) 「小西俊興」なる投票が京都市g1区における無効投票中に一票(新乙1の5)、

(カ) 「小西えいじ」なる投票が京都市 r 2区における無効投票中に一票(新 乙3の22)、

(ヨ) 「こにしひろみ」なる投票が福岡市における無効投票中に一票(新乙4の23)、

(タ) 「小西てい」なる投票が京都市 u 2区における無効投票中に一票(新乙3の7)、

(レ) 「小西きう次郎」なる投票が京都市 t 2区における無効投票中に一票 (新乙3の13)、 (ソ) 「小西イチ子」なる投票が京都市 s 2区における無効投票中に一票(新乙3の29)、

(ツ) 「小西実」なる投票が愛媛県 h 1 町における無効投票中に四票(新乙 8 の 1、同 8 の 4、同 8 の 5、同 8 の 3)、西条市における無効投票中に一票(新乙 9 の 5)、「コニツミノル」なる投票が右 h 1 町における無効投票中に一票(新乙 8 の 6)、

(ネ) 「小西茂」なる投票が右 h 1 町における無効投票中に一票(新乙 8 の 2)、

 ̄´(ナ) 「小西寛」、「コニシヒロシ」なる投票が松山市における無効投票中に 各一票(新乙7の51、同7の6)、

(ラ) 「小西伊八」なる投票が滋賀県 v 2 町における無効投票中に一票(同町回答)、

- (ム) 「小西生衛」なる投票が新潟県中条市における無効投票中に一票(同町回答)、
- (ウ) 「小西あそ」なる投票が茨城県w2村における無効投票中に一票(同村回答)、
- (ノ) 「<記載内容は末尾1-(23)添付>」なる投票が岐阜県×2村における無効投票中一票(同村回答)(但し全国区の投票用紙によつて地方区の投票箱に投入したもの)、
- (タ) 「小西セイ」なる投票が福島県 e 2 町における無効投票中に一票(同町回答)、
- (7) 「コニシユキヒラ」なる投票が鹿児島県 y 2 村における無効投票中に一票(同町回答)、 (ヤ) 「こにしやすを」なる投票が佐賀県 z 2 村における無効投票中に一票(同村回答)、
- (マ) 「小西エイチ」なる投票が敦賀市における無効投票中に一票(同市回答)
- (ケ) 「小西英一」なる投票が金沢市におけろ無効投票中に一票(同市回答)、
- (フ) 「小西勉」なる投票が茨城県a3村における無効投票中に一票(同村回 答)、 が、それぞれ存在することが認められる。

よつて右名票についての被告の主張は理由がない。

(五) 第二回検証の結果によれば同目録甲表の(四)記載のとおり、松山市における無効投票中「小西田」なる投票一票(新乙7の53)、同甲表の(42)記載のとおり、京都市u2区における無効投票中に「雄英西小」なる投票一票(新乙7の53)がそれぞれ存在することが認められる。

右「小西田」なる投票は、その記載上からは、「小西田」なる氏のものとして記載したものであるか、「小西」を氏「田」を名として記載したものか、或は又、「小西」なる氏と、「西田」なる氏を重複して、記載したものか判断し難いところである。

しかし右、票の記載が仮に「小西」を氏とし、「田」を名として記載したものと解したとしても、これを被告の氏名に対比すると、「田」なる名は被告の名「英雄」との近似性が乏しく、全体として比照しても、被告の氏名に近似したものと認めることは困難である。したがつて右票は、候補者の何人を記〈要旨第三〉載右「本語、大事」との記載のと認めるのが相当で、無効の投票といわなければならない。右「本語」な〈/要旨第三〉る記載の投票は、これを下から読めば被告の氏名に一致するけれども、右票の記載は字の配列、及び筆跡からみれば無学無筆の者の投票とはのは、有票の記載は字の配列、及び筆跡からみれば無学無筆の者の投票とはのは、有票の記載は字の配列、及び筆跡からみれば無学無筆の者の投票とはの式を表記といると認めるを正記し得るものです。これを判定には記述したものと認めるを相当とする。これを判定には言いている。これを判定し得るものであるから、投票のは、何人の記載であるのか容易にこれを判定し得るものであるから、投票のは、行いているとは、投票の秘密を保持すべき無記名

票の原則に反するものであつて、結局無効の投票といわなければならない。

(六) 第二回検証の結果及び後記市、町の各調査嘱託の結果によれば同目録甲表の(四三)(四四)同乙表の(二三)ないし(二六)記載のとおり

- (イ) 「小西」なる投票が香川県w1町における無効投票中に二票、大州市における無効投票中一票、広島県h2町における無効投票中に五票、合計八票(右市町回答)(うちw1町の二票は投票箱を違えたもの、大州市及びh2町の票は前同様の他事記載のあるもの)、
- (ロ) 「コニシ」なる投票が香川県w1町における無効投票中に一票(同町回答) (但し地方区の投票箱に投入されたもの)、「こにし」なる投票が前橋市における無効投票中に一票(同市回答)、
- (ハ) 「クニシ」なる投票が福岡市における無効投票中に一票(新乙4の 1)、「小ニシ」と読み得る投票が被告主張の京都市g1区における無効投票中に 一票(新乙1の2)合計二票、

「コニヒ」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6の49)、 「にしひで」なる投票が大牟田市における無効投票中に一票(同市回答)、 が存在することが認められる。

右票中(イ)(口)記載の一〇票及び(口)の票中「小二シ」と読み得る京都市 g 1区の投票一票は、いづれも被告の氏「小西」に一致し、他に同名の候補者のいないことが認められる(投票箱を違えたものは既述と同様の理由により投票の効力を害しないものと認められる)から、既述の票と同様の理由によつて無効の票と認めるべき他事記載のある六票を除いた合計五票は被告人の有効投票として加算すべきである。その余の(口)記載の各票は、その記載自体から、いづれも「コニシ」の誤記又は「こにしひでお」の略記と認め得るから、右三票もまた、被告の有効投票となすべきである。

三、 (一) 第二回検証の結果及び後記市町村の各調査嘱託の結果によれば、 別紙第六目録甲表の(一)ないし(四)、同乙表の(一)ないし(ハ)の(二)記載のとおり、

(イ) 「大西英雄」なる投票が、京都市 t 2区、同 u 2区、福岡市における無効投票中各一票、同様松山市に二票、及び秋田県 b 3 町外右乙表(一)各記載の四〇市町村における無効投票中に合計四七票以上合計五二票(新乙3の1、同3の15、同7の43、同7の44及び右53町以下乙表(一)各市町村回答)、

- (ロ) 「大西秀雄」なる投票が京都市 s 2 区、愛媛県 h 1 町、新居浜市における無効投票中各一票、高知県野市町外乙表(二)記載の九市町村区における無効投票中に合計一〇票以上合計一三票(新乙1の21、同8の10同6の70及び右野市町以下乙表(二)各記載の市、町村、区、回答)、 (ハ) 「大西秀男」なる投票が福岡市及び高知市における無効投票中に各一票合計二票(新乙4の36、及び高知市回答)
- (二) 「大西英夫」なる投票が愛媛県 c 3 町、香川県 d 3 町、埼玉県 e 3 町における無効投票中に各一票、合計三票(右各町回答)、
- (ホ) 「大西英男」なる投票が香川県f3村、児島市、長野県g3町における無効投票中各一票合計三票(右市、町、村、回答)、
- (へ) 「大西秀夫」なる投票が愛媛県 h 3 町、同県 i 3 町、同県 t 1 町、香川県 j 3 町及び小樽市における無効投票中に各一票合計五票(右市町、回答)、(ト) 「大西ひでを」なる投票が新潟県 k 3 村における無効投票中に一票(同
- (チ) 「大西ヒデオ」なる投票が善通寺市における無効投票中に一票(同市回答)、
- (リ) 「おおにしひでを」なる投票が熊本県 13町における無効投票中に一票 (同町回答)、
- (ヌ) 「大西秀」なる投票が西条市における無効投票中に一票(新乙9の1 0)、 が、それぞれ存在することが認められる。

右(イ)の票の記載は被告の氏名と対照すると冒頭の一字が「大」と「小」と異つているが、全体として著しく近似していると認めるのを相当とする。原告は昭和三十年二月施行の衆議院議員選挙において、兵庫県において「大西正道」なる当選者がおり、香川県に「大西禎夫」、高知県に「大西正男」なる候補者かあつた旨を主張し、右事実は成立に争のない甲第十三号証の一ないし四により認めることができるけれども、右の各氏名は、右各票の記載「大西英雄」とは異つているから、右

投票が本件選挙の候補者でない右各人に対する投票とは認め難く、且つ、また本件 選挙においても、右記載に類似した候補者ば存在しないことが認められる。したが つて、「大西英雄」と記載された右各票は、既述の第二の二の(一)における判示 と同様の理由により被告に対する投票の意思で、誤記又は誤称した票と認めるのを 相当とする。ところで右集中の乙表の(一)中高知県m3町における投票は、地方区選出議員の投票用紙を使用したことが、同町からの嘱託回答によつて明らかであ るから、右票は後記八における各投票の効力についての判示と同様の理由によつて 無効となすべきものであるが、その他の合計五一票はすべて被告の有効得票として 加算すべきである。

右(ロ)ないし(リ)摘示の各投票の記載はいずれも、 「おおにしひでを」と読 み得るものであるから、前段「大西英雄」の記載ある投票の効力についての判示と 同様の理由によつて右合計二九票もまた被告の有効得票と認めるべきである。

更に右(ヌ)記載の票は、「大西秀」と記載されその筆跡の拙劣なことが認められるし、全体としてみれば、被告の氏名に類似し、且つ同氏名の候補者が他に存在しないことを合せ考えれば「大西秀雄」の「雄」の一字を遺脱したものと認め得るものである。「大西秀雄」と記載された票である以上、前記各票と同様被告の有効 投票と認めて加算すべきである。

- 第二回検証の結果、及び後記市、町、村の各調査嘱託の結果によれば、 同目録甲表の(五)ないし(一〇)、同乙表の(九)、(一〇)記載のとおり被告 の主張した票中、
- (イ) 「大西秀次郎」なる投票が京都市t2区における無効投票中一票(新乙 2012)
- 「大西義夫」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6の  $(\square)$ 10)
- (11)「大西貞夫」「大西正一」なる投票か松山市における無効投票中に各一 票(新乙7の22、同7の29)計二票、
- (二) 「大西エイチ」、「大西」なる投票が京都市n3区及びt2区における無効投票中に各一票(新乙3の18、同1—13)計二票、 (木) 「大西秀樹」「大西一信」なる投票が鹿児島県y2村及び長崎県o3における無効投票中に各一票(同村町回答)計二票、存在することが認められる。 右の各票の記載は、被告の氏、名に対比して考えるに、いづれも、被告の氏名とは思り、近名会体を一体してと照してする。

は異り、氏名全体を一体して比照しても、双互に類似性があるとは認め難いとこ である。したがつて右票はその記載からは被告に対する投票として、誤記又は誤称 されたものとは認めるに由なく、結局被告の主張は理由のないものといわなければ ならない。

- (三) 第二回検証の結果及び後記市、町、村の各調査嘱託の結果によれば、
- (イ) 右目録甲表の(二)ないし(一七)、同乙表の(二)、(一一)記載のとおり「中西英雄」なる投票が京都市 I 1区における無効投票中に二票(新乙1の 10、同1の11)、同市n3区における無効投票中に一票(新乙1の18)、松山市における無効投票中に一票(新乙7の48)、及び栃木県b2町、岡山県p3 町、山口県q3町及び長崎県o3における無効投票中に各一票(右各町回答)合計

「仲西英雄」なる投票が松山市における無効投票中に一票(新乙7の14) 「中西秀雄」なる投票が京都市n3区、及びs2区における無効投票中に各一票(新乙1の14、同2の18)計二票、

「中西英男」「中西秀夫」、「中西ひで夫」、「中西デオ」なる投票が、福岡市における無効投票中に各一票(新乙4の43、同4の44、同4の25、及び | 3 町回答)合計四票、「中西ビデオ」なる投票が京都市 t 2区における無効投票中に 一票(新乙2の10)

- (ロ) 右目録甲表の(一八)同乙表の(一三)ないし(一五)記載のとおり、「今西英雄」なる投票が京都市 t 2区における無効投票中に一票(新乙2— 6)
- (11)「川西英雄」なる投票が熊本県n2町における無効投票中に一票(同町 回答)、
- 「山西英雄」なる投票が、横浜市r3区、茨城県s3町、及び富山県t (=)3町における無効投票中に各一票(右区及び町回答)計三票
- (木) 「小英雄」なる投票が長野県辰野市における無効投票中に一票(同市回 答)、

存在することが認められる。

右(イ)の票中「中西デオ」、「中西ビデオ」の票の記載は、その記載筆跡から「中西ヒデオ」の誤記と認めることができる。しかして右の二票及び「中西英雄」「仲西英雄」「今西英雄」「川西英雄」「山西英雄」の各票の記載は、被告の氏名と対照すればいづれも最初の一字を異にする外は、すべて一致し、且つ全体として比較すれば、いづれも被告の氏名に近似し、他に同氏名の候補者の存在が認められないから、右の各票は前述「大西英雄」なる票の効力の判断に当つて判示したところと同様の理由により、被告の有効得票と認めるべきである。

右(ホ)の票の記載は、被告の氏名と対比すると被告の氏名中の「西」の一字を 脱落させたものに一致し、他に「小英雄」なる候補者の存在は認められず、且つ、 「英雄」なる名を持つ候補者も被告以外に存在しない。そして被告の氏は「小西」 であるから、右票は右の事情とその記載の字の配列から考えて、「小西英雄」の西 を遺脱した被告に対する投票と認め得られるから、これまた被告の有効投票と認め るべきである。

るべきである。 (四) 第二回検証の結果及び後記市、町、村の各調査嘱託の結果によれば、右 目録甲表の(一九)、(二〇)及び同乙表の(一七)ないし(二一)記載のとおり (イ) 「西田英雄」なる投票が福岡市、北海道士別市外十二市、町における無 効投票中に合計一六票(新乙4の8、同4の9、同4の24、及び士別市以下乙表 (一六)各記載の市、町、村回答) (ロ) 「西田秀雄」なる投票が福岡県赤池 町、大牟田市、大洲市、北海道u3町、及び甘木市における無効投票中に合計七票 (右各市、町回答)、

(ハ) 「西田秀夫」なる投票が愛媛県v3町、福岡県w3町、及び北海道u3町における無効投票中に各一票、合計三票(右各町回答)、

(二) 「西田英男」なる投票が宮城県×3町、津山市、福岡県y3村、及び八幡市における無効投票中に各一票、合計四票(右市、村回答)、

(ホ) 「西田ヒデオ」、「西田ヒデヲ」なる投票が兵庫県洲本市、及び大牟田市における無効投票中に各一票(右各市回答)計二票、

(へ) 「西野英夫」なる投票が、京都市n3区における無効投票中に一票(新乙1の20)、

(ト) 「にしをひでを」なる投票が長野県茅野市における無効投票中に一票 (同市回答)、

が存在することが認められる。

しかして右各票の記載は、その下二字((ト)については下三字)が被告の名文はその発音に一致し上二字中には、被告の氏の一字「西」が記載されているけれども、いづれも、その「西」の字が冒頭にあつて、全体として、これを被告の氏名に対比すると、一致する字数が多いに拘らず重点となる「西」の字の位置が転倒され、著しく、近似性を欠くに至つている。したがつて、本件選挙の候補者中には、「西田」「西野」「にしを」なる氏の候補者が存在しないことが認められるけれども、尚不在書の記載が被告の氏名の誤記、誤称と認めることは批算である。

よつて右各票は被告に対する投票を意としたものとは認め難く、被告の有効投票 とは断じ難い。

(五) 後記調査嘱託の結果によれば、同目録乙表の(一六)記載のとおり、長崎県z1町における無効投票中には「〈記載内容は末尾1一(24)添付〉」なる投票一票の存在が認められるけれども、右票は被告の氏命の外「なかたおくにを」なる記載があり、同記載は、本件選挙における候補者氏名でないことを認められるけれども、候補者の職業、身分等の記載ではないから、他事記載としての無効の投票であるといわなければならない。

四、 第二回検証の結果並びに後記市、町、村からの調査嘱託の結果によれば、 (一)

(イ) 別紙第七目録甲表の(一)(但し松山市の一四票中の一票を除く)、及び同乙表の(一)記載のとおり、「大西」なる投票が無効投票中京都市 g 1区に二票、同 p 1区に一票、同 t 2区に一票、松山市に一三票、愛媛県 h 1町に三票、西条市に八票、新居浜市に三票、福岡市に二票及び北海道 z 3町外右乙表(一)各記載の一四七町村に合計二四三票、以上合計二七六票(新乙1の6、同1の8、同2の3、同3の17、同6の8、同6の9、同6の20、同7の4、同7の5、同7の12、同7の13、同7の21、同7の23、同7の26、同7の31、同7の12、同7の49、同7の52、同7の54、同7の42、同7の36、同8の7、同8の8、同8の9、同9の2、同9の6、同9の7、同9の8、同9の1

2、同9の22、同9の23、同9の27、同4の14、同4の22、及び右z3 町以下の各市町村回答)、がそれぞれあることが認められ右票中a4町の一票に位 置態容不明の他事記載があり、更に別に松山市に存在する一票(新乙7の36)は 「大西」なる記載の下に「<記載内容は末尾1-(25)添付>」なる記載のある ことが認められる。

〈要旨第四〉わが国では同一の氏をもつ者が相当あるから、氏のみを以て人を呼称する場合は、それが同一の氏〈/要旨第四〉のものが二人以上存在しない場合が原則であつて、同一氏のものが二人以上存在している社会では氏名を呼称してその人を特定するのが普通である。従つて、法でも選挙人に対し何人に投票するかを明確にするために候補者の氏名を記載して投票することを定めている(法第四十六条)。右の事実から考えれば、氏のみを記載した投票が何人に投票したかを定めるについては、氏名全部を記載した場合に比べれば、その類似性はたやすく肯認すべきでないことはもちろんであるといわなければならない。

(ロ) 同目録甲表の(=)、及び同乙表の(二)、(三)記載のとおり、 「オオニシ」なる投票が神奈川県横須賀市における無効投票中に一票(同市回 答)、

´「オニシ」なる投票が香川県善通寺市における無効投票中に一票(同市回答)、「おおにし」なる投票が福岡市における無効投票中に一票(新乙4の4)、がそれぞれ存在することが認められる。

がそれぞれ存在することが認められる。 右のうち「オオニシ」及び「おおにし」の二票の記載は、「大西」なる氏の存在すること、及び「大西」なる記載の投票が多数存在することが、前段認定のとおりであることを合せ考えれば、特段の事情の認め難い本件では右二票の記載は「大西」のかな書きと認めるのが相当である。したがつて前段判示と同様の理由によって被告の有効投票と認め難い投票である。

右票のうち「オニシ」なる一票の記載は、上段認定のように、被告の氏「小西」の字を「オニシ」と読み得る場合があり、「オニシ」と記載された氏を漢字で書き現わす場合は「小西」の字を当てはめることが多いと解せられるから、右票は「オオニシ」又は「おおにし」と記載された票と異り、被告の氏「小西」を表示した投票と解し得られる。したがつて上段認定の「コニシ」の票と同様の理由によつて被告の有効投票として加算すべきである。

(二) 同目録甲表の(三)ないし(五)、同乙表の(四)、(五)記載のうち、

(イ) 「中西」なる投票が無効投票中京都市 I 1区、同 o 2区、同 s 2区、新居浜市、西条市、福岡市、鹿児島市に各一票、松山市に九票、並びに山口県 q 3町に一票、合計一七票(新乙1の12、同2の15、同3の28、同6の5、同9の

1、同7の3、同7の16、同7の17、同7の18、同7の19、同7の27、同7の41、同7の56、同7の57、同4の41、同5の1及びg3町回答)、

「ナカニシ」なる投票が松山市右 q 3 町及び熊本県 | 3 町に各一票合計 (**口**) 三票(新乙7の9及びa3町、13町回答)

「なかにし」なる投票が松山市における無効投票中に二票(新乙7の 7、同7の8)

が存在することが認められる。被告は松山市に「中西」なる投票が一〇票存在す ると主張するけれども前示九票の外は、その存在を認め得る証拠はない。そして、「中西」なる氏が格別特異性のある氏でないこと、及び「中村」、「中峠」の氏をもつ候補者が本件選挙に存在することが認められるので、右各票は「大西」なる投 票について上段判断したところと同様の理由によつて、いずれも被告の有効投票と は認めることはできない。

(三) 同目録甲表の(六) (七)、同乙表の(六)、 (七)記載のとおり、 「山西」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6の1 **(1)** 7)

「川西」なる投票が鹿児島市及び島根県b4町外右乙表(六)記載の三  $(\square)$ 市における無効投票中に各一票合計五票(うち八尾市の一票に位置態容不明の他事 記載がある) (新乙5の4、及びb4町以下右乙表記載の各市回答)

「西山」なる投票が熊本県 13町における無効投票中の一票(同町回 (11)答)

がそれぞれ存在することが認められる。

右各票の記載は被告の氏「小西」との近似性が稀薄である外本件選挙における候 補者中に「山本」「山岡」「山田」或は「川上」「川澄」「杉山」「泉山」等の上 記認定の氏名中の一字を共通する氏を有する各候補者の存在することが認められる ので、結局この点において上段説示と同様の理由によつて、被告の有効投票と認め ることができない。

同目録甲表の(八)ないし(一三)、同乙表の(八)記載のとおり、 (四)

「小し」なる投票が京都市 g 1区における無効投票中に一票(新乙1の **(1)** 1)

「こはし」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6の1  $(\square)$ 8)

「小間」なる投票が京都市n3区における無効投票中に一票(新乙1の (11)

15)、 (二) 「小平」なる投票が京都市n3区における無効投票中に一票(新乙1の 16),

(木) 「小山」なる投票が京都市g1区及びu2区における無効投票中各一票 合計二票(新乙1の3、同3の10)、 (へ) 「小田」なる投票が京都市g1区、同n3区及び松山市並びに茨城県c

4町、熊本県 d 4村に各一票合計五票

(新乙1の7、同1の17、同7の50及びc4町、d4村回答)、

が存在していることが認められる。

右各票の冒頭の一字は「小」又は「こ」で被告の氏の冒頭の一字に一致している けれども、全体としてこれをみるときは、被告の氏「小西」との近似性はたやすく認め難く、その上、本件選挙には「小平」「小田」の氏を有するものばかりではな く、「小野」「小原」「小杉」「小林」等の氏を有する候補者の存在も認められ、 上段説示と同様の理由(「小平」「小田」については寧ろ、同候補者等の有効得票 と解すべき余地が強い)によつて原告の有効得票と認めることはできない。

第二回検証の結果及び後記市、町、村の各調査嘱託の結果によれば、

別紙第八目録甲表の(二)ないし(一三)、同乙表の(三七)、(三 九)ないし(四一)及び(四四)記載のとおり

**(1)** 「小国英雄」なる投票が京都市t2区における無効投票中に一票(新乙 207)

「小畑秀雄」なる投票が京都市u2区における無効投票中に一票(新乙  $(\square)$ 303),

「小畠秀男」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6の (11) 76)

「小出英雄」なる投票が佐賀県 z 2 村、岐阜県 e 4 町における無効投票 中に各一票合計二票(右各町回答)、

- (木) 「小島英雄」なる投票が熊本県f4町における無効投票中に一票(右町 回答)
- 「小谷英夫」なる投票か兵庫県g4町における無効投票中に一票(同町 **(^**) 回答)、
- ( **|** | 「小沢英雄」なる投票が防府市における無効投票中に一票(同市回 答)
- (チ) 「小橋英雄」なる投票が福島県h4町における無効投票中に一票(右町 回答)

が、それぞれ存在することが認められる。 右の各票の記載は下二字が、いずれも被告「小西英雄」の名「英雄」 と同音の文字が記載せられ、冒頭は、いずれも、被告の氏「小西」の書初の字 「小」に一致し、二字目の相違にかかわらず全体としてこれをみれば、被告の氏名 に近似している。そして本件選挙においては、右各票記載の上二字に一致する候補 者は、ないことを合せ考えれば、右各票の記載は、被告「小西英雄」の誤称又は誤 記であると認めるのを相当とする。

よつて右合計九票は被告の有効得票として加算すべきである。

六 第二回検証の結果及び後記各市、町、村の調査嘱託の結果によれば

同目録甲表の(一)ないし(三)、同乙表の(一)ないし(七)記載の うち、

(1) 「小林英雄」なる投票が福岡市及び岡山県:4町外右乙表(五)記載の とおり二六市町村における無効投票中に合計三〇票(新乙4の7、及びi4町以 下、右乙表記載の各市町村回答)

(右甲表の(一)中の西条市に存在すると被告の主張する票は後記のとおり「小

林英雄」の表示(新乙9の18)である)

- (口) 「小林秀雄」なる投票が福岡市及び富山県高岡市外右乙表の(六)記載 のとおり――市町村及び区における無効投票中に各一票合計―三票本(新乙4の3 及び高岡市以下右乙表記載の各市、町、村、区回答)並びに前段摘示の西条市にお ける無効投票中に一票(新乙9の18)
- (ハ) 「小林英夫」なる投票が富岡市、岡山県 j 4町、同県 k 4町、山口県 l 4町、群馬県m 4村、静岡県 n 4町、埼玉県 o 4村、愛媛県 p 4町における無効投票中各一票、高梁市に同様二票合計一〇票(右各市町村回答)、
- 「小林英男」なる投票が大村市、高知市、長野県 q 4 村、広島県 r 4 町 における無効投票中に各一票合計四票(右市、町村回答)
- 「小林秀男」なる投票が唐津市及び福島県s4町における無効投票中に (木) 各一票合計二票(右市、町回答)
- 「小林秀夫」なる投票が長崎県 t 4 町外右乙表の(四)記載のとおり一 **(^**) 二市町村における無効投票中に合計一六票(右各市町、村、回答)
- 「コバヤシヒデヲ」なる投票が松山市における無効投票中に一票(新乙 (**h**) 7の30)
- 「小林秀次」なる投票が佐賀県z2村、東京都板橋区における無効投票 (チ) 中に各一票合計二票(右村、区、回答)、が、それぞれ存在することが認められ
- 右各票中、(イ)の票の記載は下二字か被告の名「英雄」と一致し、 (ロ)ない し(ト)の各票の記載は、その音において右「英雄」の音と一致している。そして 冒頭の一字は、これまた被告の氏の冒頭の字に一致し、全体的にみれば、相当近似 性があるものと認め得るけれども、本件選挙の候補者中には、「小林政夫」なるものが存在することが認められ、右各記載を同候補者の氏名と全体的に比較すれば同 候補者の氏名にも被告の氏名と同様近似性をもち、結局一票中に二人以上の公職の 候補者の氏名を記載したものか、または、公職の候補者の何人を記載したかを確認 し難いものと認めるべきであるから、被告の有効得票と認めることはできない。
- 右(チ)の投票「小林秀次」の記載は全体として被告の氏名「小西英雄」との類似性が薄く、他に「小林政夫」なる候補名のいることは前段認定のとおりであるか ら、前段と同様の理由によつて、これまた、被告の有効投票と認めることは相当で ない。
- (=)同目録甲表の(四)ないし(七)、同乙表の(八)ないし(一三)記載 のとおり、
- **(1)** 「小野英雄」なる投票が松山市及び平市外右乙表(八)記載のとおり一 六市町村における無効投票中に各一票合計一八票 (新乙7の2及び平市以下右乙表

記載の各市、町、村回答)

「小野秀夫」なる投票が新居浜市、北海道u4町、名古屋市v4区、宮 城県w4町における無効投票中に各一票合計四票(新乙6の83、及びu4町、v 4区、w4町回答)

(11)「小野秀雄」なる投票が新居浜市及び釜石市、平市における無効投票中

に各一票合計三票(新乙6の13、及び釜石市、平市回答)

「小野秀男」なる投票が西条市における無効投票中に一票(新乙9の 4)

(木) 「小野英男」なる投票が和歌山県x4町、八王子市、岡山県y4町にお ける無効投票中に各一票(右各市、町回答)

「小野英一」なる投票が平市、長崎県富江市、三重県z4町における無 **(^**) 効投票中に各一票合計三票(右市、町回答)

「小野義一」なる投票が茨城県b5町における無効投票中に一票(右町 (**h**)

回答) が、それぞれ存在することが認められる。

本件選挙の候補者中には「小野義男」なるものが存在することが認められ、右各 票の記載と、被告の氏名、並びに右候補者の氏名との近似性、類似性の関係は前段 認定の「小林英雄」外の各票の記載と同様の関係にあるものと認められるので、前 段判断と同様の理由によつて、いずれも被告の有効得票と認めることはできない。

同目録乙表の(一六)、(一八)、(一九)、(二二)、 (三)

のとおり、

**(1)** 「小川英一」なる投票が群馬県a5町、宝塚市における無効投票中に各 -票合計二票(右町及び市回答)

「小田俊一」なる投票が茨城県 b 5 町における無効投票中に一票(同町  $(\square)$ 

回答)

(11)「小田英治」なる投票が前橋市における無効投票中に一票(右市回

答)

「小田ひで人」なる投票が島根県c5町における無効投票中に一票(同 町回答)

(ホ) 「小田英一」なる投票が羽生市における無効投票中に一票(同市回答)が、それぞれ存在することが認められる。 右の各票中には、いずれも、被告の氏名「小西英雄」中の「小」又は「英」「ひ で」の一字又は二字に一致する字の記載はあるけれども、全体として被告の氏名と 比較すれば、到底近似性は認め難いところであり、且つ本件選挙においては「小川 「小田俊与」、「小田天界」なる候補者の存在することが認められるの で、被告の氏名の誤記又は誤称とは認められない。被告の右各票についての主張は 理由がない。

(四) 同目録甲表の(一〇)、(一四)ないし(二一)及び同乙表の(三八)

記載のうち、

- **(1)** 「小山岩雄」なる投票が京都市t2区における無効投票中に一票(新乙 208)
- $(\square)$ 「山本英雄」なる投票が新居浜市における無効投票中に一票(新乙6の 19)
- 「山田英雄」なる投票が京都市s2区における無効投票中に一票(新乙 (11)2の19)
- (=)「石川英雄」なる投票が京都市I1区における無効投票中に一票(新乙 1の9)
- (木) 「田村英雄」なる投票が京都市n3区における無効投票中に一票(新乙 1の19)
- 「田中  $(\wedge)$ 男」なる投票が京都市 g 1区における無効投票中に一票(新乙 1の4)
- 「中野英雄」なる投票が京都市o2区における無効投票中に一票(新乙 (**h**) 2016)
- (チ) 「大野秀雄」なる投票が京都市p1区における無効投票中に一票(新乙
- 204), (J) 「中村英雄」なる投票が京都市t2区における無効投票中に一票(新乙
- 205), (ヌ) 「山口英雄」なる投票が大牟田市における無効投票中に一票(同市回 答)、

が、それぞれ存在することが認められる。 右(イ)の票「小山岩雄」なる投票は、下二字の記載が、いかなる字であるか、 判読不可能であり、氏名全体としてみて、被告の氏名「小西英雄」とは近似性も認 めることは困難であり、右氏名に該当する候補者の存在が認め難いので、候補者以

外の氏名を記載した投票で無効の投票と解するのが相当である。

右(ロ)ないし(リ)の各県の下二字の記載は、いずれも被告の名、「英雄」はその音「ひでお」を表わす二字に一致するけれども、上二字の「山本」、「山 「田村」、「田中」、「中野」、「大野」「中村」は被告の氏 田」、「石川」、 「小西」と対比しては何の近似性も認め難く、したがつて、氏名全体としてみても、その近似性は極めて薄いものといわなければならない殊に本件選挙において 「山本杉」「山本平保」「山田伊八」、「石川栄一」、「田中一」、「小野義 「中村正雄」なる候補者の存在することが認められ、下二字が、文字又は音に おいて被告の名に一致するとの一事をもつて、右各票の上二字が被告の氏「小西」 の誤記又は誤称と認めることはできず、前同様候補者でない者の氏名を記載したものか又は二人以上の候補者の氏名を記載したものとして無効と解するのを相当とす る。

第二回検証の結果及び後記各市、町、村の調査嘱託の結果によれば (-)別紙第八目録甲表の(八)及び(九)、同乙表の(三二)ないし(三 六)記載のうち、

- 「小山英雄」なる投票で、被告が「小山秀雄」なる記載と主張するもの **(1)** が福岡市に一票存在する外宮城県岩島町外右乙表(三二)記載の一六市町村におけ る無効投票中に一八票合計一九票(新乙4の20、及び右岩島町以下右乙表記載の 市、町、村回答)
- $(\square)$ 「小山秀雄」なる投票が大村市及び玉名市における無効投票中に各一票 合計二票(右各市回答)
- 「小山英男」なる投票が福島県 d 5 町における無効投票中に一票(右町 (11)回答)
- 「小山秀夫」なる投票が諏訪市における無効投票中に一票(同市回 答)
- 「小山秀夫」なる投票が倉敷市におサる無効投票中に一票(同市回 (木) 答)
- (^) 「小山ひで」なる投票が松山市における無効投票中に一票(新乙7の2 8)

がそれぞれ存在することが認められ、

- 同目録甲表の(二二)、同乙表の(一四)、(一五)及び(一七)記載  $(\underline{-})$ のとおり、
- **(1)** 「小川英雄」なる投票が福岡市及び岩見沢市、兵庫県e5町、宮城県f 5町、愛媛県 g 5町及び香川県 h 5町における無効投票中に各一票、合計六票(新 乙4の5及び岩見沢以下右各町回答)
- (口) 「小川秀男」なる投票が島根県出雲市における無効投票中に一票(右町 回答)
- 、がそれぞれ存在することが認められ、 (三) 同目録甲表の(「四) かい (11)「小川秀雄」なる投票が立川市における無効投票中に一票(同市回
  - 同目録甲表の(二四)ないし(二五)、同乙表の(二〇)、 (=-)(二四) ないし (二七) 記載のとおり、
- 「小田英雄」なる投票が福岡市及び中津市外右乙表(二六)記載のとお (イ) り一七市町村における無投票中に各一票、合計一九票(新乙4の5及び中津市以下 右乙表各記載市、町、村回答)
- 「小田秀雄」なる投票が八女市、東京都板橋区、亀岡市、宮城県i5町 (**口**) における無効投票中に各一票合計四票(右各市、町回答)
- (ハ) 「小田英男」なる投票が岩手県 j 5 町、埼玉県 k 5 町、宮崎県 I 5 村及び飯塚市における無効投票中に各一票合計四票(右各市、町回答)
- 「小田英夫」なる投票が松本市における無効投票中に一票(右市回 (=)答)
- (木) 「小田ひでお」なる投票が臼杵市における無効投票中に一票(右市回
- **(\\**) 「をだひでを」なる投票が岡山県m5町における無効投票中に一票(右 町回答)、

- (ト) 「小田ヒデオ」なる投票が福岡市における無効投票中に一票(新乙4の26)、が、それぞれ存在することが認められ、(被告主張の右甲表の(二三)記載の「小田秀男」なる投票の存在は被告の全立証をもつてしてもこれを認め難い)、
  - (四) 同目録乙表の(二八)ないし(三一)記載のとおり、
- (イ) 「小平英夫」なる投票が諏訪市における無効投票中に一票(右市回答)、
- (ロ) 「小平秀雄」なる投票が山梨県n5町における無効投票中に一票(同町回答)、
- (ハ) 「小平秀夫」なる投票が宇都宮市及び川崎市におツッる無効投票中に各 一票合計二票(右各市回答)、
- (二) 「小平英雄」なる投票が大牟田市、青森県 o 5 町、長野県 p 5 町及び同県 q 5 町における無効投票中に各一票合計四票(右各市、町回答)、 がそれぞれ存在することが認められ、
  - (五) 同目録乙表の(四二)及び(四三)記載のとおり
- (イ) 「小杉英雄」なる投票が宮崎県 y 1 町における無効投票中に一票(同町回答)、
- (ロ) 「小杉秀雄」なる投票が長崎県r5町における無効投票中に一票(同町回答)、
- が存在することが認められ、
- (六) 同目録甲表の(二六)及び同乙表の(四五)ないし(四八)記載のとおり、
- (イ) 「小原秀雄」なる投票が山口県s5町における無効投票中に一票(右町回答)、
- (ロ) 「小原英夫」なる投票が青森市における無効投票中に一票(右市回
- 答)、 (ハ) 「小原英男」なる投票が田川市における無効投票中に一票(右、市回 答)、
- (二) 「小原秀夫」なる投票が長野県 t 5町における無効投票中に一票(右町回答)
- ローグ (木) 「小原秀男」なる投票が鹿児島市における無効投票中に一票(新乙5の 11)

が、それぞれ存在することが認められる。

ところで右(一)ないし(五)において認定し九各票合計七九票の投票については、その効力の判断は後記認定のように、主文になんの影響がないから、これを措くこととする。

〈要旨第五〉八、 ところで本件選挙における地方区の投票用紙であつて、別紙第 九目録記載のとおりの記載内容をもつ投〈/要旨第五〉票が被告の主張のとおり、愛媛 県h1町における無効投票中合計二〇票存在することが認められる。 (なお、この 点については被告の昭和三十三年九月二十五日付の証拠申出を上段説明のとおりに 民事訴訟法第百三十九条によつて却下している)。本件選挙と同時に行われた地方 区選出の参議院選挙の用紙が本件選挙(全国区)の投票用紙と異る用紙であること は顕著なところである。そうであるから地方区の投票用紙に全国区の候補者の氏名 を記載した投票(この逆も、もちろん同様である)は、成規の用紙を用いた投票で ないから無効なものといわなければならない(法第六十八条第一号)。また、も し、投票者が全国区の候補者の氏名を地方区の候補者の氏名なりと誤認して投票し たとすれば、それは地方区の投票としてみれば、候補者以外の者の氏名を記載した 投票として無効とすべく(法第六八条二号)もし、投票者が意識的に全国区の候補 者の氏名を地方区の投票用紙を用いて投票する意思でなしたとすれば、これもま た、左記のような不合理な結果を招くことになる。公職候補者の投票は各選挙について、一人一票であり、参議院議員の選挙については、地方選出議員及び全国選出議員ごとに一人一票である(法第三十六条)。したがつて被告主張のように地方選出議員選挙の用紙をもつて、全国区選出議員に投じた票を有効と解すれば、全国選出議員に対する。 出議員に対する選挙について、二票の投票を行使できることとなり、右法条の趣旨 に背馳し、国民の意思を平等に反映させる選挙制度を破壊することともなる。従つ て右の投票は全部無効なものといわなればならないからこの点に関する被告の主張 は理由がない。

第五、そうすると前示七の(一)ないし(五)においてその存在を認定した投票

合計七九票が全部仮に有効であるとしても、被告の有効投票数は、本件選挙会において、有効得票と決定され、原告もこれを争わない二四〇、七一一・五一八票と既に被告の有効得票として認定された一八九票と右七九票であるから、結局合計二四〇、九七九・五一八票となるに過ぎず、原告の有効得票数二四一、一八〇・六八八 票に比して二〇一・一七〇票少ないものとなる。

しからば被告は本件選挙において、上記の判断を省略した右七九票の効力についてすべて有効と判断を受けても、原告の有効得票数に及ばず、得票順位は原告に次いで第五十三位となり、当選人たり得ないものである。

よつて、右七九票の投票の有効、無効を判断するまでもなく、被告の当選の無効 の確定を求める原告の請求は理由がある。

そこで原告の請求を認容し、訴訟費用の負担について民事訴訟法第九十五条、第 九十六条、第八十九条に則り、当審(差戻前及び差戻後とも)及び上告審での訴訟 の総費用を被告をして負担せしめるものとして、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 村松俊夫 裁判官 伊藤顕信 裁判官 小河八十次)

(別紙目録省略)